

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成26年3月6日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成26年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成26年3月6日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○副議長(板倉 香君) おはようございます。

本日、山越議長が所用のため会議の時刻に遅参しますので、私が議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお祈いします。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○副議長(板倉 香君) 初めに、3番尾野政子君。

[3番尾野政子君登壇]

○3番(尾野政子君) おはようございます。公明党、尾野政子でございます。通告順に従いまして、3点質問させていただきます。

第1点目は、消防団の処遇改善についてであります。

近年は、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻繁に発生し、地域防災力の強化が喫緊の課題となり、消防団の重要性が改めて注目を集めています。

消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織で、全ての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出勤手当などが支給されています。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめとなっているところであります。

特に東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮いたしました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られたところであります。

しかしながら、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、49年前の1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいます。その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事

情も団員数減少の要因となっています。

震災被災地のある団員は、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しいと胸の内を明かしています。また、今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害の発生が懸念されることから、団員確保に向けた対策の強化は不可欠であります。

こうした事態を受け、昨年12月の臨時国会で、消防団を支援する消防団支援法が成立し、施行されました。この法律は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品・訓練の充実に向けた予算が確保されました。

具体的には、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、全階級で一律に5万円を上乗せするほか、報酬、出勤手当の引き上げについて、各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴で、さらに自治体職員の入団はこれまで自治体の裁量に委ねられてきましたが、職務に支障がない限り認めるよう義務づけられました。団員の減少に歯どめをかけようと、全国の自治体では、高校生への1日体験入団や、団員OBに再入団を促すなどの事例も見られます。支援法の成立で、消防団のあり方が見直され、各地域で防災力強化に向けた取り組みが一層進むことが期待されているところであります。

そこで、お伺いいたします。

1点目は、牛久市の消防団員の人数。2点目、団員の活動の状況。3点目、団員の処遇の現状。4点目、先ほど申し上げましたように、今回消防団員の退職報償金が一律5万円引き上げることになり、牛久市でも条例改正がなされると思いますが、その際は、今後の団員の年額報酬と出勤手当の額の引き上げについての市の御所見もお伺いしたいと存じます。5点目は、団員確保に向けた取り組みについて。6点目は、装備品や訓練の充実に予算確保をなさったとありますが、その内容についてお伺いをいたします。

2点目でございます。2点目は、非婚ひとり親「寡婦控除」みなし適用についてであります。

このテーマにつきましては、1年前の定例会で同僚議員が質問をしているところであります。寡婦控除とは、所得税法で定められた所得控除の一つであり、配偶者と死別・離別した人が、所得や扶養親族などの有無により27万円か35万円の控除を受けられる制度であります。1951年、戦争で夫を亡くした女性の救済のために導入されたのが始まりです。1度でも結婚歴があれば対象になりますが、非婚は寡婦の定義に当てはまらず、対象になっていません。

結婚していないひとり親家庭の経済的負担を軽くするため、結婚歴がある場合に対象となる税法上の寡婦控除を非婚にも適用したとみなし、保育料などを軽減する自治体がふえてると

ころであります。茨城県でも、既に龍ヶ崎市、水戸市、那珂市が導入いたしております。那珂市では、保育所保育料、放課後学童保育料、市営住宅家賃に適用しております。また、この4月からは、土浦市も導入が決まっており、保育所や幼稚園の保育料、市営住宅の家賃、看護師や介護福祉士・保育士の職業訓練費など、8項目にわたっています。

寡婦控除は、死別や離婚によるひとり親は対象となりますが、結婚歴がない非婚の場合、生活実態は同じでも対象となりません。控除がない分、課税対象所得が高くなり、税額に応じて決まる保育料などの負担も重くなります。婚外子の相続格差を定めた民法の規定については、最高裁の違憲判断を受け、削除する民法改正案が昨年12月、国会で成立いたしました。結婚歴の有無により負担に差が出る寡婦控除も国に改正を求める声が上がっています。

2010年の国税調査によりますと、全国の子供のいないシングルマザーは13万2,000人で、10年前から倍増しています。2011年の全国母子世帯調査で母子世帯の平均年間就労収入は、死別世帯256万円、離婚世帯176万円、非婚世帯160万円、非婚の母子世帯の生活が特に困難な実情が明確に数字にあらわれているところであります。

そこでお伺いをいたします。

1点目は、市内の未婚ひとり親家庭の世帯数。2点目は、当市でもみなし寡婦控除を導入し、保育料や学童保育料、市営住宅家賃など、軽減措置を望むところでありますが、市の御所見をお伺いいたします。

最後に、3点目ですが、運転免許証返納後の対応についてであります。

高齢の知人の方々より、運転免許証を警察に返納したが、その経緯の中で、つくば市では免許証を自主返納した場合、特典があるということを知ったが、牛久市でもそのような対応はなされているのかという質問でありました。早速調べてみたところ、つくば市では、交通事故防止のため、65歳以上の高齢者が免許を自主返納した際、免許証の有効期限が残っている場合、1年未満は6,000円分、1年から2年は8,000円分、2年以上は1万円分の市内のコミュニティバスなどの回数券を配付しているとのことでした。また、龍ヶ崎市では、移動手段の確保、外出の機会の促進、事故防止を目的に、70歳以上の方が自主返納した場合、コミュニティバスが1年間無料という特典がついておりました。

警察庁交通局が監修している安全運転ブックには、高齢運転者の事故傾向の中に、免許人口に占める割合と比較すると、高齢運転者が事故を起こす確率が高くなっていること。そして、最近では、自動車等の運転中に高齢者が加害者となる事故が増加傾向にあること。また、高齢運転者ほど死亡事故の割合が高いなどの内容がつつられておりました。

茨城県警に連絡し、県内で高齢者が運転をしていて事故に遭った件数を聞いてみると、平成23年、2,267件、平成24年、2,266件、平成25年は2,170件で、その中で

死亡した人数は、23年、32名、24年が25名、25年が36名となっております。全国では、平成24年の交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合は51.3%と半数を超えており、高齢運転者による交通事故件数が高い水準で推移していることがわかります。

高齢者自身が運転技術に自信をなくし、返納を決断する際、また家族が心配をして自主返納を勧める際、この特典が一つのきっかけになる効果もあるかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。また、自主返納した高齢者は交通弱者となりますが、その対応、今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴大変にありがとうございました。

○副議長（板倉 香君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 尾野議員の御質問の非婚ひとり親に「寡婦控除」のみなし適用をとということについてお答えいたします。

ひとり親家庭の世帯に対しまして、児童の心身の健やかな成長を願って、生活の安定と自立の促進を目的として児童扶養手当を支給しております。

26年1月末現在の受給対象者は581人となっております、うち未婚の母子世帯は50世帯となっております。

市内保育園における非婚のひとり親家庭につきましては、本年2月1日現在、園児19人、18世帯が在籍しており、うち園児2人、2世帯は、みなし寡婦控除を適用することにより、保育料が減額となります。

保育料の算定につきましては、牛久市保育園保育料徴収規則に基づき児童の世帯の所得税や市県民税の額をもとに決定しております。また、国・県からの運営費負担金につきましては、保育所運営費負担金の交付要綱に基づき交付されており、徴収規則もこの要綱を受けて規定しております。

県内のみなし適用の実施状況でございますが、県としては把握しておりませんので、近隣市町村に確認したところ、龍ヶ崎市が実施しており、土浦市、守谷市が26年4月より実施する予定となっております。

次に、児童クラブの負担金につきましては、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例に基づき、保護者の世帯が生活保護を受けている場合、または市民税が非課税の場合など、所得によって負担金免除の決定を行っております。

児童クラブにおける非婚のひとり親家庭につきましては、本年2月1日現在、6世帯、7名の児童が入級しており、うち3世帯、3名は、みなし寡婦控除を適用することにより、負担金免除となります。

近隣のつくば市、土浦市、取手市、稲敷市、龍ヶ崎市、阿見町におきましても実施していない状況でございます。

次に、市営住宅につきましては、みなし寡婦控除に該当する世帯は、3世帯が入居しておりますが、既に所得による減免を受けているなどにより、住宅使用料に変更はありません。使用料の算定は、公営住宅法に基づき所得税法の規定により算出した所得金額を用いて行っております。

みなし寡婦控除の適用につきましては、土浦市が平成26年度より実施する予定となっておりますが、県営住宅や近隣の龍ヶ崎市、取手市においては実施しておりません。

しかしながら、牛久市としましては、「子育て・教育日本一」の観点から、平成26年度より実施してまいります。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○副議長（板倉 香君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問1番の、消防団の処遇改善についての御質問にお答えいたします。

まず、消防団の現状ですが、団員数につきましては、平成25年4月1日現在で466人、年報酬は「牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」により、階級に応じて、団長15万9,000円、副団長9万7,000円、分団長5万3,000円、部長3万2,000円、班長2万5,000円、団員2万円と定められております。また、手当については、「牛久市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」により、火災や災害出動の際に1人当たり2,500円、訓練や警戒、その他の出動においては、1人当たり2,000円と定められております。

なお、今後の報酬、手当等の改善については、近隣市町村の報酬や手当の引き上げの動向や、長時間活動時の手当等の引き上げ事例などについて情報収集を行い、活動実態に応じた手当について検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団の訓練、研修、火災出動等の現状についてですが、まず、訓練としては、新入団員対象の新入団員訓練、分団のリーダーである部長及び分団長が対象の分団長・部長訓練、ポンプ操作技術の習得・向上を目的とした操法訓練、また、分団が相互に連携して火災現場での送水技術を習得する遠距離送水訓練などを行っております。

研修については、けがや病気などで救護が必要な人に対する応急手当法や心肺蘇生法などを身につける研修を行っております。

火災出動等の状況については、平成24年度には14件の火災出場があり、24個分団で、延べ285人の分団員が出場しております。平成25年度については、1月末現在で15件の

火災出場があり、21個分団で延べ289人の分団員が出場しております。

次に、団員確保の取り組みにつきましてですが、団員数が全国的に減少傾向にある中で、本市におきましても、日中、地元を不在にする団員が多くなっております。この対策として、消防活動に関する知識と技能を持った経験者の力は有効であるため、消防団OBの再入団の可能性について、消防団と協議・検討していきたいと考えております。また、ふだんから、市広報紙に消防団ニュースを掲載し、消防団の活動を市民に広く知らせることにより消防団を身近に感じてもらえるよう努めており、うしく安全・安心ワールドやかつぱ祭りなどの市イベントにおきましてもブースを設け、消防団活動を広報し、団員勧誘をしております。加えて、各行政区において防災訓練を実施する際、その地域を担当する消防団が支援・協力することにより、活動を地域住民に見ていただき、消防団に対する理解と関心を深めていただくよう努めております。

最後に、国の補助金が充実することに関しての市の考え方についてですが、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの経験を踏まえ、また、近年の局地的な豪雨や台風等による災害の頻発により地域防災体制の確立が課題となり、住民の積極的な参加のもとに、昨年12月13日に「消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律」が公布されました。この中で、地域に密着し、災害が発生した場合に即時に対応可能な消防団がその中核的な役割を果たす存在として位置づけられ、消防団の強化がうたわれております。この法律では、消防団への加入促進、報酬・手当などの処遇の改善や消防団の装備の充実を図ることについて定められておりますが、具体的な内容については、平成26年1月末時点で、「消防防災に関する地方財政措置の見通し」において、総務省消防庁から示されるのを待っている状況でございます。このため、今後の情報収集を密にして、内容がわかり次第、活用可能な補助金があれば、積極的に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、質問3番の、運転免許証返納者の人員についての御質問にお答えいたします。

御質問の内容につきましては、牛久警察署に確認したところ、自動車運転免許証の自主返納者に関する情報については、一般的には公表していないため回答することはできないとのことでした。

しかしながら、自主返納の申請手続は毎年受理しているとのことでもあります。

また、自動車運転免許証の自主返納は、あくまでも運転免許を受けた本人からの申請に基づいて運転免許を取り消しているもので、警察が強制的に免許を取り消しているわけではないとのことでした。

さらに、運転免許の返上による取り消しを受けた方に対しては、その本人からの申請に基づきまして「運転経歴証明書」を交付しております。この証明書は自動車運転免許証と同じカー

ドサイズで、顔写真のほか、住所、氏名、生年月日、申請による取り消しを受けた日より前5年間の運転経歴等が記載されているもので、運転免許証と同様に身分証明書として使用できるとのことです。

次に、運転免許証の自主返納者に対する市の支援体制に関する質問についてですが、まず、市では住民基本台帳カードを65歳以上の希望する全員に無料で発行しております。このカードは運転免許証のかわりに身分証明書として使えるものです。

また、これらの運転免許証返納者はもちろんのこと、移動手段にお困りの高齢者などの交通弱者対策として、コミュニティバスかっぱ号をワンコイン100円で運行しており、本年度は1月末現在で約21万人の方に御利用いただいております。また、かっぱ号の運行エリア外となる奥野地区については、NPOサンライズが行う過疎地有償運送を支援しております。

市では全ての交通弱者の方への施策が重要であると考えており、今後も利用者である交通弱者の立場から、より多くの方々に利用していただけるよう、利用状況に応じて随時見直しを行ってまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○副議長（板倉 香君） 次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、改めましておはようございます。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして質問を行います。

初めに、子供の貧困についてであります。

国は、子供の貧困の解消に向けて、昨年6月、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために、子供の貧困対策推進法が成立されました。2006年の経済協力開発機構、OECDの報告書によると、日本の子供の貧困率について次のように警告しています。

日本の子供の貧困が上昇している。数値がOECD諸国の平均に比べて高い。母子世帯の貧困率が飛び抜けて高く、特に母親が働いている母子世帯の貧困率が高いとされています。子供の貧困率は、2004年が13.7%、2007年、14.2%、2010年には15.7%と、年々ふえており、3年間で貧困状態にある子供が23万人もふえたこととなります。約6人に1人の子供が貧困状況にあります。これはOECD22カ国中では8番目の貧困の高さと言われております。

貧困は子供の学力に大きく関係しております。親は仕事があっても収入が少なかったり、幾つもの仕事をかけ持ちしても貧困から抜け出せないという家庭は、塾代はもちろん、参考書代をも捻出が厳しいのであります。国がお金を出せばそれで問題が解決するわけではありません。貧困世帯の子供が抱える学力問題は、教育費の少なさだけから発生しているわけではなく、

親が仕事で忙しいため、「宿題をしなさい」という声もかけてもらえず、勉強する意欲を失われていく、このような家庭環境の子供たちの学習支援を、社会全体で行っていきべきだと考えます。

厚生労働省の事業の中に、生活保護受給者の社会的居場所づくり支援事業があり、この事業の内容に、新たに貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子供に対する学習支援の取り組みが盛り込まれ拡充されました。埼玉県においては、OBの教員などが学習支援をする生活保護受給者チャレンジ支援事業を実施しております。東京都荒川区では、子供の貧困問題への対策として、学校外で自由に学習ができ、個別に相談や学習支援を受ける機会を設けております。良好な学習環境にない子供の学力不足に対応することで、貧困の連鎖の解消を図っており、効果として、子供が基礎学力を習得し、学習意欲を向上させるよう支援することにより、将来への自立につながるよう促すことができているそうです。

全ての子供たちは、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利など、基本的人権を守るために採択された「子どもの権利条約」があります。子供が健やかに育つ権利があります。この権利を社会全体が支援していくべきだと考え、そこで貧困率が特に高いひとり親世帯への支援、また生活困窮者世帯への子供への学習支援について、牛久市の御見解をお伺いいたします。

次に、マザーズハローワーク設置についてであります。

就職活動をしている子育て中の女性から、仕事を探すため、龍ヶ崎のハローワークへ子供を連れていくのは困難であり、子供がぐずったりして思うように職を探すことができない状況で非常に困っている。市の施設で子連れでも安心して探せる施設を運営できないのかという声をいただきました。働きたいけれども、子供を連れて探すのは大変で、保育園には働き先が決まらないと預けることができないという現状でもあります。

マザーズハローワークは、子育てをしながら就職活動をする方のためのハローワークです。子供連れでも安心して探してもらえるよう、子供が遊べるように空間をつくり、おもちゃで遊んでいられるキッズコーナーの設置がされており、お母さんたちがお子さんを連れてでも安心して相談しやすい環境を整備されております。

岐阜県大垣市では、アクションプランを実現するための提案が出されており、大垣市と岐阜労働局が連携し、子育て中の方、生活困窮者等への職業相談の窓口を大垣市役所本庁所内で実施しております。子供が健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を大垣市も目指しており、マザーズハローワークによる大垣市子育て総合支援センターへの巡回相談も実施しており、就労支援を充実させています。他の市町村では、乳幼児健診日に合わせて出張就労支援相談窓口を開設されているところもあります。

牛久市においても、子連れで安心して就職探しができる就職相談窓口として、マザーズハローワークの設置について御見解をお伺いいたします。

次に、5歳児健診についてであります。

乳幼児健診は、母子保健法の規定により市町村で行っております。現在の健診実施の対象年齢は、ゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診になります。3歳児健診から就学前健診までの期間が開き過ぎているのですが、実はこの時期が、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持ちます。

発達障害は、早期発見、早期療育が重要ですが、5歳児健診の目的の一つは、保護者が発達障害に気づくことにあり、就学に向けての指導に入ることができます。子供の発達上の問題について、保護者の認識がない、あるいは受け入れられない場合の支援体制の整備を十分に検討をしていかななくてはなりません。

5歳児健診は、いまだ母子保健法で実施されておらず、各自治体負担で実施され、鳥取県、栃木県などで行われている現状であります。実施されている自治体は、学習障害、多動症等の発達障害の早期発見に効果を上げております。

3歳児健診では、体の成長、障害についての診断には効果を上げていますが、社会性、学習機能障害などの発見は、3歳児の成長段階では難しいと言われております。

子供の脳は、年とともに成長・発育していきます。人間が人間として生活するのに大事な脳の部分である前頭前野は、4歳から5歳で発育がほぼ完成します。その発育を見るのが5歳児健診であります。発達障害としての対人関係の障害としての高機能発達障害、行動障害として注意欠陥多動障害、認知障害としての学習障害、不随意運動を持つ慢性チックなどの障害、運動障害としての発達性協調運動障害、全体的な知的機能の障害としての軽度精神遅滞を5歳児健診で診断することが可能です。今現在、小学生の5%から6%の子供が、以上の障害を何らか持っているとの結果が報告されております。

牛久市において、5歳児健診を実施し、早期発見、早期療育とともに、その後のケア体制の拡充が重要であり、不可欠だと考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、学校における年金教育の実施についてであります。

将来の年金制度を担う学生に対して、公的年金制度の仕組みや基本理念を正しく理解してもらうために、平成21年まで、国は学校現場において年金教育を実施しておりました。実施内容として、社会科等の担当教員を対象に、社会保険事務局が主催するセミナーや個別学校訪問形式によるセミナーを開催したり、中学、高校の生徒を対象とした年金教育には、全校集会、学年集会、ホームルーム等を活用し、年金セミナーを実施していました。

このように、年金教育を推進されておりましたが、当時の民主党政権の事業仕分けにより、

年金教育は学校教育課程の中で行うものと整理され、社会保険庁が廃止されたと同時に年金教育事業も廃止されました。今現在の年金教育は、中学3年生の公民の時間では学んではおりますが、やはり重要性を学ぶ上では、専門家からの講義を聞くということも大事ではないかと考えます。

これからの年金教育について、市としてどのように子供たちに教育をしていくのか、御所見をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（板倉 香君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 藤田議員の御質問のうち、「子供の貧困対策について」お答えいたします。

子供の貧困問題は、経済的に豊かな家庭においては早期教育や学習塾などの「学校外教育」で子供の教育に多大な費用をかけられる一方で、経済的に困窮する家庭で育った子供は、その恩恵は受けられず、子供本人の責任とは関係なく強いられる貧困によって教育上の不利が生じ、学力の差も広がっていくという問題であり、この傾向は小中学校より、むしろ高校や大学等の高等教育で顕著にあらわれると認識しております。

市では、貧困の連鎖と言われるような複数世代にわたる貧困状況をなくし、子供たちが生まれ育った環境により学力格差や所得格差が生まれ、将来が左右されることがないように、さまざまな施策に取り組んでおります。

幼稚園や小中学校に67名のスクールアシスタントや特別支援員を配置し、授業中の学習支援をしております。

また、小学校1年生の1学級30人以上の学校に少人数指導員を配置し、生活習慣や学習習慣を定着させています。さらにアメリカやイギリス出身のネイティブスピーカーの英語指導助手10人を市内小中学校に派遣し小学1年生から英語教育を充実させています。

そして、学校図書館には専門の図書司書を配置し、全国平均の約2倍の図書費をつぎ込んで学校図書を充実させております。

このような人的資源に加え「学び合い」の授業を充実させていくことによって、牛久市では経済格差によらず全ての子供たちの学力を保障していこうとしています。

今後さらに、子供たちの豊かな学力を保障するために次のような取り組みを進めてまいります。

まず、児童クラブの800名前後の子供たちにより質の高い教育を展開いたします。

また、各小学校では現在、全ての子供たちを対象に「放課後子ども教室」を実施していますが、今後はこの事業も拡大していきます。

そして、地域の豊かな社会資源を活用して、子供たちに充実した土曜日を過ごせるような教育活動も実現していこうと考えております。

こうした教育活動を進めるなかで、牛久に住めば保護者の所得格差に関係なく、全ての子供が質の高い教育を受けることができる町を目指してまいります。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○副議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校における年金教育の実施についてお答えいたします。

「年金」の学習につきましては、議員御指摘のとおり、中学校3年生の社会で「国民生活と福祉」の単元で社会保障の仕組みや少子高齢化と財政を学習します。

内容は、「社会保険」の一つとして、医療保険や介護保険などとともに「年金」があること。少子高齢化で労働人口の減少に伴い、日本の社会保障も今後充実させることと、国民の負担はどうあるべきかを学びます。

議員の御指摘のとおり、国民年金保険について、特に若年層において納付率が低いという背景には、少子高齢化が進む中で、公的年金制度を支える現役世代の負担が高まり、公的年金制度が維持できなくなるのではないかと、保険料の払い損が生じるのではないかと意識があると思われまます。

しかし、国民年金保険は老後に受け取る老齢年金ばかりではなく、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに受け取る障害年金や、一家の働き手が亡くなったときに受け取る遺族年金があり、生活上のさまざまな困難に対して社会連帯の考え方で自立を支えるための制度であり、若い世代に正しい知識を持ってもらうことは大変重要なことであると考えます。

そこで、各学校では、限られた時間でより確かな力を育てるために、教科書で学習するばかりでなく、新聞や厚生労働省のホームページ、さまざまな年金教材を通して、公的年金の特徴、保険料を払う意味、少子高齢化への対応などを学んでいます。

年金は、共に助け合う「共助」を充実させるための社会保障制度であり、これらを正しく理解できるよう、今後、さらに指導の工夫と検討に努めてまいりたいと思います。以上です。

○副議長（板倉 香君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 御質問2番のマザーズハローワークの設置についての御質問にお答えいたします。

牛久市内へのマザーズハローワークやハローワークの出張所の設置につきましては、平成25年第3回牛久市議会定例会における石原議員の一般質問や、平成22年第2回及び平成23年第2回の牛久市議会定例会の利根川議員の一般質問にお答えしましたとおり、ハローワーク龍ヶ崎では、管内の取手市に地域職業相談室として出張所が設置されているため、現時点での

牛久市内への設置は、極めて可能性が低いことは変わっておりません。

そのような中、全国にマザーズハローワークは、平成18年度に設置された13カ所、ハローワーク内マザーズコーナーにつきましては、平成19年度の35カ所から始まり、年々増設され、現在は164カ所で、マザーズハローワークとマザーズコーナーを合わせまして177カ所となり、徐々にではありますが、全国的に拡充がされているところです。

県内の設置状況は、水戸市、日立市、古河市のハローワーク3カ所にマザーズコーナーが設置されているだけとなっています。御質問の、市役所もしくは市公共施設内にマザーズコーナーの設置が可能であるかとの件につきましては、改めて当市を管轄するハローワーク龍ヶ崎に問い合わせをしましたところ、マザーズハローワークやマザーズコーナーの設置は、女性就業率の高い地域に優先して設置されるもので、近隣では土浦市の女性就業率が一番高いため、ハローワーク土浦内にマザーズコーナー設置の検討を行いました。既存施設が狭小で場所の確保等ができないとの理由で設置を断念しており、残念ながら県南地区においてはマザーズコーナーの設置はございません。また、県内においても現時点ではさらなる拡充の予定はなく、ハローワーク龍ヶ崎におきましても、今後のマザーズコーナーの設置予定はないとのことであります。

しかしながら、子育て中の女性の再就職を支援することで、女性のライフサイクルの変化に対応し、広く社会で活躍できる環境を整備できるよう、今まで実施してきましたハローワークからの求人情報の提供や、県主催の就業セミナーや就職説明会の紹介だけでなく、女性の就業が国の成長戦略の大きな柱となっていることから、平成22年度に市役所会議室にて実施しました出張ハローワークの再要望や、現在、就業あつせんではありませんが、月1回ひたち野リフレで実施している若者サポートステーションでの就業相談をより広く活用できるよう、ハローワークや関係機関との連携に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（板倉 香君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、5歳児健診についてお答えいたします。

厚生労働省は、学習障害、自閉症、注意欠陥多動性障害、軽度精神遅滞などの軽度の発達障害は、3歳児以降に症状が顕著に現れることから、平成18年に「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」を作成し、5歳児健診の有用性を提唱しておりますが、法的な位置づけはしておりません。鳥取県を初め栃木県や東京都など一部自治体で実施しておりますが、茨城県内では実施している市町村はございません。

県は平成19年に「発達障害者地域支援マニュアル」を作成し、市町村が健診で活用する「発達障害者スクリーニングマニュアル～3歳児健診用」と保育園・幼稚園が5歳児に対応で

きる「子どもの気になる行動確認マニュアル～保育園・幼稚園用」を提示いたしました。

牛久市では、乳幼児健診を発達障害児の早期発見ができる重要な時期と捉え、県のマニュアルに基づく問診票を使用し、保健師が客観的に子供の成長・発達・生活状況を確認し保健指導を実施しております。さらに臨床心理士を確保し、言葉のおくれや行動面で経過を見ていく必要のあるお子さんと保護者の方に、個別の発達相談を行い、その後、必要に応じて月に1回、保健センターで臨床心理士と保健師・保育士による集団指導を実施しております。また、療育が必要な方には、牛久市子ども発達支援センターのぞみ園につなげる体制となっております。

そのほかに、保育園・幼稚園入園児につきましては、「牛久市幼児教育支援事業」の巡回相談を各園に年三、四回実施しており、心理相談員、家庭児童相談員、保健師等が相談に応じています。また、保育園・幼稚園から直接の相談もあり連携がとれている状況でございます。未就園児を含めまして4歳児全員を対象に、平成25年度より導入しました4歳児視覚検査の場を利用し、早期発見の一助としております。

5歳児健診の導入に当たりましては、発達障害の専門医等の人員体制等の課題がございますが、最新の情報や取り組みを参考に検討し、発達障害児支援の充実・体制整備に努めてまいります。

○副議長（板倉 香君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 皆様、こんにちは。日本共産党の遠藤憲子でございます。

質問に入ります前に、質問通告要旨の訂正をお願いいたします。

2番目の住宅リフォーム制度の創設のところで、「2015年」と書いてしまいましたが、これは「25年」の誤りですので、こちらを訂正をお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。今回は、障害者施策と住宅リフォームの創設の2項目について行います。

質問に入ります前に、ことしの1月20日、国連の障害者権利条約が批准をされました。国連吉川代表部大使は、障害者の権利に関する条約、権利条約のことをいいますが、この批准書を国連の事務総長に寄託をいたしました。これによりまして、この条約は2014年の2月1

9日に効力を生ずることになります。この権利条約に関しましては、長年、日本の障害者団体、障害者の皆様、多くの方たちの望むとすところでもございましたが、昨年、2013年の12月4日、第185回通常国会で、障害者の権利に関する条約、この批准を全会一致で承認をしました。そして、ことしの1月17日には閣議決定がされ、1月20日、国連に寄託。141カ国目の批准国となりました。そして、2月19日には、国内で発効したということでもあります。

この条約の作成過程では、障害者当事者の参加が原則とされておりました。私たちを抜きにして私たちのことを決めないで、こういう障害者の切実な声がありますが、障害のある人々が積極的に参加をし、その人々の意見が8割方入った条約が実現をしました。この条約が実現する過程で、障害のある人、障害者団体が積極的に関与しなければならないことを国は義務づけておりました。

また、この条約を批准した国は、批准から2年以内に報告書を国連に提出をいたします。その後は4年ごとに報告書を国連に提出するということになります。継続的な報告制度を通じまして、当事者の参加のもと、引き続き国内法と政策を条約に合致させていくような方法で進むものと考えられます。

現在、日本において障害者権利条約がどの程度周知されているかという調査結果が内閣府から出されております。調査結果では、障害者の権利条約を知っている人は全国で約18%、条約の内容まで知っているという方は全国で2.2%、また障害者に対する差別と偏見がまだ日本にあると思う方は89.2%もいるということがわかりました。つまり、差別は非常に多くあると思っており、一方で、権利条約を知っている人はほとんどいないということがわかりました。

この条約の中で、「他の者との平等を基礎として」とうたわれております。他の者、障害のない人との平等とは、障害者に特別な権利あるいは新しい権利を付与するというものではありません。障害のない人だったら当然に享受しているその権利を、障害者も享受できるようにしようという考え方であり、一般市民との平等性を指しております。

日本が批准をしました障害者権利条約は、批准をして公布されますと憲法より下位で法律より上位の位置にある国内法としての効力を持ちます。今後、締約国としての条約との整合性を持たせるための法改正が求められてまいります。障害者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることになります。

それでは、通告の質問に入ります。

今回、障害者施策については、障害者福祉と介護保険の問題、それと障害支援区分、地域活動支援センターのこの3点につきまして、障害者施策について質問を行います。

障害者福祉サービスの受給者が65歳になりますと、障害者総合支援法第7条によりまして、介護保険制度優先のサービスとなります。介護保険対象となった際に、総合支援法のサービスが受けられなくなったり、サービスの量や種類が削られたりする事例が生じております。このような事例を避けるために何が必要なのか。障害者福祉と介護保険の関係はどうなっているのでしょうか。

障害に伴う支援を得るために利用料が発生するのは違憲だとして、障害者自立支援法違憲訴訟が起こされました。障害者自立支援法違憲訴訟団と国は、2010年1月、自立支援法の廃止と新法の制定、住民税非課税世帯は利用料を無料にすることを盛り込んだ基本合意を結び、和解をしました。同訴訟団は基本合意で、新法制定に当たっては介護保険優先原則の廃止を求めておりました。しかし、2013年4月施行の障害者総合支援法には、介護保険優先原則が残されました。同訴訟団と国は21日、基本合意の適正な履行状態を確認するための定期協議を行っております。元原告のお一人の方は、障害者の大半が貧困状態であり、65歳で収入がふえることはほとんどない、親の高齢化や死去などで公的なサービスの必要度はむしろ高まる、介護保険サービスは、障害者個々の特性やニーズに応えるものになっていない、このように訴えております。

2000年4月から施行されている介護保険法は、現金給付、これは利用者の補助のことをいいます、この方式を最初に福祉サービス利用に持ち込んだものであり、総合支援法はこの介護保険とほぼ同じ給付形態になっております。介護保険との統合はしないというのは、当事者と国が合意した事項であります。高齢者は社会保険方式の介護保険、障害者は税方式の障害者福祉ということになりました。しかし、障害者が65歳以上になりますと、介護保険が優先的に適用されます。高齢者が必要とするサービスと障害者が必要とするサービスは、必ずしも一致しません。共通の必要に応じたサービスは選択すればいい、このように訴える障害者もおり、年齢で区別・区分けすることは不合理だとしております。

市内在住の難病の障害者からの訴えがありました。この方は現在、週2回の通院と週1回家事援助を受け、月に5,000円ほどの負担をしているということです。本来、介護保険が優先されるというならば、障害者福祉施策の給付と同等以上の介護給付を保障してこそでなければなりません。通院は市外の病院に通うこともあり、ほぼ1日がかかりのときもあるそうです。通院には夫が車を運転して行きますが、もしものときに使えないような介護保険制度の通院介助って一体何なのでしょう。介護保険料を払い、介護認定を受けても、要支援の1にしかならないのでは、必要な介護給付が受けられません。さらに、介護保険では、要支援、要介護を保険から外し、市町村事業に任せるようなことも言われております。とんでもないことで、私は暮らしていけないし、生きていけない。このような悲痛な声を寄せていただきました。

また、精神障害者では、精神保健福祉相談員と連携を常にとる必要があったり、日によって体調がいいときも悪いときもあって、対応も違ってまいります。今後、介護保険制度は税と社会保障の一体改革で、住民に負担を強いるものに改悪されようとしています。特に65歳以上障害者への介護保険優先の原則では、代替ができるサービスがあるのか、疑問と言わざるを得ません。65歳以上の障害者福祉と介護保険の関係についてお尋ねをいたします。

2点目には、障害者支援区分です。4月1日から、「障害者程度区分」から「障害者支援区分」へ変更が行われます。障害者自立支援法では、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料として障害者の心身の状態を総合的にあわせて、障害の重さ、程度と言っておりますが、この重さをあわせる区分として、障害程度区分を設けておりました。しかし、知的障害者、また精神障害者では、コンピューターによる第1次判定が低く判定される傾向がありまして、市町村の審査会によって2次判定で引き上げられる割合が高かったことなどから、その特性が反映できていないのではないかと指摘をされ、課題となっております。

そのために、2012年の6月に成立しました障害者総合支援法では、「障害支援区分」と名称を改め、定義を「障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じてとされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとする」としました。その上で、障害支援区分の認定が、知的障害者や精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、ことしの4月から施行するとしています。また、2013年の4月には、難病等がこの支援区分に加わり、判定については共通の基準とされております。特性に応じた判定が今後の課題となっております。

そこで、お伺いいたします。法律で難病等も加えられることになりましたが、予想される混乱としては、難病等の判定はこの時点で対象外で作成されたパターンではないでしょうか。項目について、難病特性での項目はどうか伺います。

そして、2点目は、肢体不自由等は区分低下もあり得ると言われています。この点について伺います。

そして、知的、精神とも、第1次判定には以前の2次判定で行われておりました医師の意見が反映される認定審査での変更事由が制限されるのではないかと、このような心配もされております。それぞれの特性を踏まえた認定が必要ではないかと考えます。最低でも区分4以上が従来のものと同様と言われておりますが、この辺についてどうなのか伺いたいと思います。

そして、3点目には、地域生活支援事業、精神障害者の居場所として地域活動支援センター再設置の要望に対し検討されたのか、市の取り組みについて伺います。市町村が行う地域支援事業の中で、地域活動支援センターは生活訓練、機能訓練、社会適応訓練等を通じ、地域で生活できるよう、専門のスタッフのもとで適用する能力を高めていくための場所でありました。

しかし、3年前、地域活動支援センターは稲敷市のいなしきハートフルセンターに委託をされました。牛久からバスが出ているとはいえ、16キロも離れており、遠いところから利用しづらい、このような声が出ております。保護者や利用者の声に沿いまして早急に解決すべき問題と考えます。いなしきハートフルセンターに委託をされたことで、不自由と感じている利用者がどのくらいいるのか。また、精神疾患を抱えた当事者にとりましては、体調のいいときも悪いときもあり、特性に応じた配慮が必要と考えますが、実態などの把握、再設置の要望について検討はどうか。市の考えをお尋ねをいたします。

そして、大きな2点目の住宅リフォーム制度の創設についてです。

国土交通省は2014年度の予算案で、住宅リフォーム事業の予算化をしております。名称は、長期優良化リフォーム推進事業で、住宅の長寿命化に資する先導的なリフォームの取り組みを支援するとしております。劣化対策、耐震性能、維持管理、更新、省エネ性能、バリアフリーなどのリフォームを行う住宅について、国が補助を行うものです。補助額はリフォーム工事に要する工事費の3分の1、限度額は200万円、100万円の2種類があります。事務手続は国土交通省が委託をする民間事業者が行います。14年度予算と13年度補正予算を合わせて50億6,900万円が予算化をされ、約7,000戸を予定しているといえます。当面、2014年度から3年間事業を続けるとしております。

住宅リフォーム制度は、地域の中小建設業者の運動や日本共産党の地方議員団の奮闘で全国の地方自治体に急速に広がって、昨年の5月現在で、全国で6件、556市区町村、合計562の自治体で実施をされております。これは全国建設労働組合総連合の調べからです。地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより住宅の改善を促進するとともに、中小零細業者の仕事づくりや地域経済の活性化にもつながっております。

助成は、耐震改修、高齢者住宅、介護や環境対応、林業育成、若年者の定住など多様なものとなっており、年々使い勝手のよいものに改善をされてきております。今回、国のリフォーム制度が予算化をされたことは、一步前進と考えます。しかし、先導的な取り組みとされ、地方自治体の取り組みとは違ったハードルの高いものになっています。そのため、住宅の改善を望む消費者や中小零細業者の仕事づくりにかなったものになるかは疑問とするところでございます。

国土交通省の担当者は、地域の工務店も仕事ができるように、申請の簡略化やグループでの申請なども認めることを検討していると説明をしております。昨日も同僚議員の質問にありましたが、近年、自然災害による竜巻被害、また地震等による家屋の損壊など、被災者の生活再建につきまして、さまざまな取り組みが行われてまいりました。これまで政府は、個人資産に

税金はかけられないと拒み続けてきましたが、今回のリフォームの創設は、その必要性、有用性を事実上認めたものと考えられます。市でも、以前に質問をしましたときに、リフォーム助成は個人の住宅に助成するので、税金の導入は考えていない、このように答弁されました。しかし、住宅を耐震化することは、災害時には生命、そしてまた財産を守り、まちづくりにも有効と考えます。

よく市長は、財源として国の補助金のことを言われております。今回、国が創設に向けて一歩進み出しております。市でもぜひ、住宅リフォーム助成制度の創設についての考えをお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 遠藤議員の「住宅のリフォーム制度の創設」についてお答えいたします。

御質問のとおり、国土交通省において新築住宅に対する長期優良住宅認定制度に加え、平成25年度より「長期優良住宅化リフォーム推進事業」として、中古住宅に対しても、一定の基準を満たすリフォームに対し、補助金を交付する事業が創設されました。

事業内容につきましては、既存住宅の状態を調査の上、劣化部分の対策、耐震性の確保や省エネルギーの向上などの長寿命化を図る取り組みに対し、上限を100万円として事業費の3分の1を補助する制度となっております。既存住宅の質の向上、中古住宅の流通促進を図ることとされています。

当市の施策としては、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画に準じ、牛久市耐震改修促進計画を策定し、目標年次の平成27年度において、建築物の耐震化率90%を目標とし、施策を実施しております。

具体的な事業としましては、昭和56年の建築基準法改正前に建築された住宅に対し、耐震診断士を派遣する事業を行っており、平成18年度から本年度までに440戸の耐震診断を実施しております。また、窓口での耐震化に関する相談対応と資料提供、県の認定耐震診断士の紹介などを実施しているところであります。

御質問にあります当市における耐震改修工事や住宅リフォームに対する補助についてですが、当市の建築物の耐震化率については、計画に位置づける目標値をおおむね達成できるものと見込まれること、また、窓口における耐震改修に関する問い合わせ状況などを踏まえ、現時点で制度化する計画はございませんが、現在、牛久第二小学校を中心とした、つつじが丘団地、第2つつじが丘団地をモデル地区として、国の制度や民間の活力を取り入れた事業を展開していく中で、今回の制度の効果等を検討してまいりたいと思っております。また、建築物の

耐震化においても、耐震改修促進法の改正を初め、国、県の制度の動向及び、市民要望を踏まえ、さらなる建築物の耐震化に向けて、今後においても適切な指導をしていくものと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 障害者施策についてお答えします。

1点目の、介護保険への移行につきましては、障害者総合支援法に基づく自立支援給付について法7条の給付調整規定に基づき、介護保険が優先されることになっております。障害福祉サービスの利用者が65歳に達する等の理由により介護保険サービスの利用が可能になった場合、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し申請について案内を行っております。

介護保険の認定の結果、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険制度にて御利用いただける場合には、利用者の心身の状況やサービスに関する利用意向をケアマネジャーとともに確認しながら、介護保険給付を優先して御利用いただいております。この際に、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉固有サービスとして認められるものや介護保険給付の区分支給限度額の制約から必要なサービスが確保できない場合等、介護保険サービスだけでは必要なサービスが利用できない部分については、事務処理要綱に基づき障害福祉サービスの支給決定を行っており、今後も切れ目のないサービスを提供してまいります。

2点目の「障害支援区分」への変更については、平成18年4月に施行した障害者自立支援法では、支給決定の透明性・公平性を図る観点から、障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられました。しかし、知的障害者や精神障害者について特性が反映されていない等の課題があり、障害者総合支援法において、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて支援の必要度合いを総合的に示すべく、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、平成26年4月から施行されることになりました。

「障害支援区分」につきましては、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性を反映できるよう配慮されていることと、認定調査委員や審査会委員の主観によって左右されにくい客観的な基準であること、審査判定プロセスと審査判定に当たっての考慮事項を明確化するという考えのもとに設定されており、現在牛久市におきましても、施行に向け研修会に参加する等の準備を進めております。

続きまして、3点目の地域活動支援センターにつきましては、現在、稲敷市にあります「いなしきハートフルセンター」に業務委託をしております。しかし、距離的な問題で利用が難しいとの意見もあり、市内で利用できるサービスの拡充を検討し、市のデイケア事業と「障害者相談支援事業所エール」での相談業務の拡大を図ることを予定しております。

まず、市のデイケアにつきましては、平成26年4月より現行の月2回から毎週実施に倍増します。また、市で委託している「障害者相談支援事業所エール」の相談業務を拡大し、相談業務とあわせて活動の場を設けることを検討しております。

これらの事業を通して、精神障害のある方の状況や希望を把握しつつ、今後のサービス展開に向け、引き続き検討してまいります。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問を行います。

今の次長の答弁で、介護保険と障害者福祉制度の問題のことなのですが、制度の趣旨からして、給付内容、また利用料、自己負担のあり方にも違いが出てくるのではないのでしょうか。介護保険は特に在宅サービスでは身体介護、これを中心としております。高齢者の日常生活を維持するために必要な介護の基礎部分のみをカバーしていき、障害者の福祉制度は社会参加のため必要な支援を行うなど、この支援の代替にはならないのではないのでしょうか。

そして、また介護保険には1割の応益負担があります。障害者のそちらのほうにもあるというのは存じておりますが、軽減措置を利用しても1カ月の自己負担が大変高額となると言われています。さらに、介護保険は一定の資産形成をしていることを前提に設計をされていき、資産形成が困難な障害者を対象とすることは大変困難なことではないのでしょうか。

65歳になったからと、必要な支援が変わらないのに、介護保険の支給量を、支給量というのは、要するに自分が使う量ですね、それを使い切らなければ自立支援の給付が受けられなくなる、このようなことが本当に行われるのかどうか、その辺を再度確認をしたいと思います。

障害者の権利を侵害をしているという、訴える障害者の方がおられます。先ほど声を寄せていただきました障害者の方は、65歳になったら、介護保険料を払うから、認定は受けずに障害者のサービスを継続してほしいと訴えております。果たしてそのようなことができるのか。今、この65歳問題、障害者の65歳問題ということが大変大きな問題になっています。岡山県、そしてまた愛知県などでも、この裁判が起こされております。再度、障害者の立場に立ってサービスの継続、この問題についてお尋ねをしたいと思います。今、次長の答弁では、変わらないということなのですが、再度詳しく伺いたいと思います。

地域活動支援センターにつきましては、私ども、2月に障害者のセミナーに参加をしました。そのときに、2013年11月の発行ではありますが、障害児・者家族の暮らしと健康の調査実行委員会、この報告がありました。その中では、障害者や家族の暮らしの大変困難な状況を映し出しております。特に介護面での困難な状況が増加をするのが18歳から30歳を迎えたときだといいます。社会的問題での困難さ、これが増してき、また困難な内容が質的に変化を

してきます。対応に難しさが出て、その際の適切なサポート体制が大変乏しい状況だといえます。

また、この障害を持つ方は、必ずしもさまざまな支援制度を使いこなされていないといえます。特に低所得世帯ほど制度を知らない、使うつもりはないと、こういうふうに見える方が増加をしています。さらに、地域の障害者への理解のなさから、地域との交流が減少し、地域社会で介護者が孤立を深め、さらなる障害への理解不足から悪循環に陥りやすくなるといえます。親御さんのストレスがそのまま支援要求となり、しかし情報が見つからない状態が続くといえます。成人期の障害者の介護者が抱えます親なき後の強い不安、障害者が、親が亡くなっても安心して暮らすことができる場の拡充を求める多くの願いがあります。

家族中心の介護といっても、それは家族総がかりの介護ではなく、母親中心型の介護でありまして、ほとんどの母親たちが心身ともに疲れ切っている状態にあり、時間的なゆとりさえない中で、老若男女を問わず障害児・者を持つ、我が子を持つ母親の一生涯の生活問題となっております。特に在宅障害者の問題では、公的支援の重要な課題として、国や地方公共団体とともに支援策が急がれております。障害者が子供から大人へ、学校から社会への移行をゆっくりじっくり豊かに保障していけるための青年期への教育の充実、また専攻科設置等による教育年限の延長、就労移行支援や、青年期から体験・利用できる入所施設やグループホーム、ケアホームなど、暮らしの場の充実などが福祉サービスの取り組みや仕組みづくりが求められているところであります。さらに、緊急時でもしっかりサポートできる地域拠点の施設の整備が急がれております。

このような障害を抱える家族、また御本人もそうですが、困難な状況から見て急ぐべき課題が見られます。今御答弁にありました相談事業、デイケアもありますが、再度取り組みについて具体的にお尋ねをします。

住宅リフォームの問題ですが、今回の国の制度は、2014年の9月までに工事を着工し、2015年1月までに工事を完了かつ完了実績報告書が提出できるものとされております。申し込み期間が短いことや予算幅が小さいことなど、課題も多くありますが、大手の住宅販売メーカーに独占されないよう、地域の建設業者が知恵を出し合いながら積極的に活用していくことが大切ではないでしょうか。

さらに、国では子育て世帯や障害者世帯等の住宅確保を、要配慮者に対しまして民間の賃貸住宅を活用しました重層的な住宅セーフティネットを構築するため、空き家の有効利用についても今回のリフォーム事業支援を行うとしております。市としても、地元の業者、そしてまた該当する方に積極的に情報提供などを行っていく考えはどうか、それについてお尋ねをいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 住宅のリフォーム等に対する補助、牛久独自の補助は現在考えておりませんが、国の今回の制度において、牛久市として今、国土交通省と共同での空き地・空き家対策を兼ねた今後のいわゆる少子高齢化の中での空き地・空き家がふえて、そして高齢者だけの住宅地をどうやって活性化するかという、その事業を先ほど申し上げましたように、牛久第二小学校地区を中心として今検討中のわけでございます。先日も国土交通省の住宅局の皆さんも来ていただいて、担当との現地を見ながらの確認、いろいろしているわけでございます。

今後、牛久市としてもさまざまな提案をしながら、一つの高齢化した団地の再生のためのさまざまな提案をしながら、国土交通省と連携しながら、牛久市の再生に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長兼社会福祉課長（高谷 寿君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

まず、介護保険の移行につきましては、介護保険制度のほうの中で、高額療養費や、それと介護と医療の関係の高額療養費とか負担限度額等がありますので、そちらのほうで限度の抑制を図っております。それと、移行に際しての関係につきましては、国・県と調整を図りながら対応を図ってまいりたいと思います。

それと、地域活動支援センターの件につきましては、先ほども申し上げましたように、市のデイケアをこたしの4月より月2回から毎週実施に倍増しまして、その実績を見ながら、今後検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木かずみでございます。初めに、通告しました2番目を先に質問し、次に1番目に移りたいと思います。御了承のほどよろしくお願いいたします。

昨年9月議会で取り上げました、まちづくりの方向性、アザレアヒルズ計画等について、

また12月議会では、牛久駅西側地域整備基本計画策定についての審議会についての質問をしてまいりました。国交省のまちづくり研究会のモデル事業として取り組む事業ではあるが、まだ1月にならないと事業名も決まらないということをおっしゃっておられましたが、事業名は、今回予算書にあります、民間まちづくり活動促進事業ということでよろしいのでしょうか。確認をしたいと思います。今回、つつじが丘、第2つつじが丘地域を対象とした牛久二小地区における将来の住み方に関するアンケート調査が行われたようですので、その点についても質問をいたします。

まず、このアンケート調査の目的については、調査票のかがみの部分に書かれておりますのをちょっと読んでみたいと思います。

社会では、核家族化や生活圏の拡大、価値観の多様化に伴い、地域への愛着や隣近所での支え合いの意識が希薄になっています。当市においても例外ではなく、過去におけるベッドタウンとしての急激な人口増加・発展を遂げてきた中で、昭和40年代に造成された住宅団地では、高齢化率が30%を超え、10年後には50%を超えることが予測され、限界集落となる危機的な状況にあります。このような状況を脱して、活気と笑顔があふれる地域となるよう、子育て世代からお年寄りまでの多世帯居住が可能となり、生活サービス機能の向上を初め、住みよい環境を創出するため、町の再編や安全・安心に歩ける道路・歩道の整備、買い物や外出がしやすくなるコミュニティーなどの公共交通を充実するなどの検討を行っております。

この調査は、高齢化が進む既成団地で、多世代が住めるまちづくり、定住人口をふやすことで、地域コミュニティーの循環、持続・継続する仕組みの検討をするため、皆様のこの地域における住み方についての現状と将来の御意向及び今後の土地・建物の利活用の御意向を伺いたく、アンケート調査を実施するものとあります。その注意書きには、対象地域については、牛久二小地区内の特につつじが丘及び第2つつじが丘行政区のみを対象とするとあります。

2番目としまして、牛久市都市再生整備推進法人牛久土地開発株式会社とは、昭和61年4月15日に設立した牛久市出資約50%の第三セクターであり、エスカード牛久駅前ビルの管理運営を行っており、行政とともに新たなまちづくりの担い手となってもらい、民間主体によるにぎわいの創出や公共施設等の整備や管理を行う団体です、とあります。また、このアンケート調査の実施主体は、都市計画課まちづくり推進室と、都市再生整備推進法人牛久都市開発株式会社の連名によるものです。

それで、このアンケートの内容について見てみますと、住環境について、住み続けたいか、今後土地を求めたいか、また売却したいか、土地・建物を売却または貸す条件などです。さらに、市が都市開発株式会社と空き地・空き家データバンクの整備を進めていきたいので、登録をするかといった内容です。

このアンケートを見た住民は、市がとるアンケートとしてはよく意味がわからない。不動産会社のアンケートみたいだと。福祉のためという側面を全面的に強調しながら、実は不動産調査が目的だったのではということにはならないのでしょうか。目的はどうか。本当に福祉的な側面がこれでは見えてこないわけです。

2番目の牛久第二小学校区の地域コミュニティを再生する事業についてですが、事業の基本的な方針について、それから26年度予算では民間まちづくり活動促進事業補助金として1,000万円、都市再生整備推進法人運営費補助金として1,000万円が計上されておりますけれども、26年度においてはこの事業をどこまで進めるのかということをお伺いいたします。

平成25年の12月24日付で、ただいま御紹介しましたアンケート、実施されましたが、そのアンケートの進捗状況、そしてその結果をどうするのかという点について質問をいたします。

次に、1の牛久市都市再生整備推進法人についてです。まず、この法人についての説明をお願いしたいと思います。平成25年8月12日、昨年、法人については要綱で定められ、9月に指定に至っております。定款や役員人事、予算、決算、業務に関する計算書等についてもわかる範囲で伺います。

市長はよく、議員は調査権があるから、何でも調査すればわかるんじゃないかと盛んに言われておりますが、しかしヒアリングの中で、この法人について定款や役員人事、予算、決算、業務に関する計算書等について知りたいと申しましたところ、民間なので出すわけにはいかないから、法務局に行ってとってくるようにと言われましたので、私は法務局に行ってまいりました。手続をとりましたが、牛久市都市開発株式会社の履歴事項全部証明書というのをとって、この定款等々についてはとれないのであります。いかにも議員は何でも調査権があるかのような言い方はやめていただきたいと思います。何でも教えてくださいなら、市長が代表取締役になっているこの法人都市開発会社についての詳しい説明をお願いしたいと思います。

2点目に、法人の指定というのが昨年行われているわけですが、どのような経緯からこれが行われているのかということについて伺います。

3点目は、その牛久市都市再生整備推進法人と、それから都市開発株式会社、そして常々言われております、そのまちづくり会社の関連性について伺います。

4点目は、事業内容について伺います。この法務局でとりました証明書では、牛久都市開発株式会社、牛久町280番地、代表取締役は池邊勝幸さん。平成25年の6月書きかえで住人となっております。会社成立は昭和61年4月の15日。発行株式総数は8,160株。資本金は1億200万円。

目的は、昨年、25年の6月で変更になっておりますが、13項目あります。1つは、市街地再開発事業に基づき建築される施設建築物の管理及び運営。2点目は、土地・建物の売買・賃貸借・仲介及び管理業務。3番目は、駐車場の管理及び運営。4番目は、店舗の販売促進、調査研究及び指導業務。5点目は、損害保険代理業及び生命保険募集業。6点目は、広告代理業。何でもやれるんですよ。7点目は、たばこ、収入印紙、郵便切手、飲食物、酒類及び日常雑貨等の販売業務。8点目は、旅行業務に基づく旅行業。9点目は、関東鉄道株式会社ほかの乗車券の代売。10番目は、牛久市公共施設の管理運営。11番目は、住宅または諸施設の居住環境の維持管理及び改善にかかわる業務。12点目は、地域または住民生活の活性化に資するコンサルタント業務、またはコーディネートに関する業務。13番目は、全各号に附帯する一切の業務ということで、11番、12番、13番ということが、今回新たにつけ加えられたように書いてあります。

この業務内容について、市長が代表取締役で民間会社だといっても、不動産部門から何からみんなできるというふうに思われるのですが、昨年、9月の議会で質問をした際に、まちづくり会社を立ち上げるというようなことをおっしゃっていました。それで、この土地開発株式会社が即、イコールまちづくり会社になるというふうに受けとめたのですが、まちづくり特別会計をつくって国庫補助、ファンドなどを投入し、利益を生むというような図式の説明書もあったのですが、これはおかしくないのでしょうか。よく説明していただきたいと思います。

ここのところ牛久市は、民間、民間と言いまして、事業を半民間のような形にしていることは多々見受けられるわけなのですが、その中でも保育園は社会福祉協議会に、公立保育園は廃止して社会福祉協議会に、そして農業はグリーンファームに、そしてまちづくりはまちづくり会社に、これは全て社長、会長等は市長であり、そこに税金を多く投入されるのだけれども、民間だからといって、議会としてチェックしにくくなっているという状況があります。踏み込みにくくしていると言わざるを得ません。その点について伺います。

次に、3点目、軽度認知症対策についてです。医療予防、介護予防を視野に入れて、医療機関と専門家によるデイケアサービスの実施について質問をいたします。

社会の高齢化が急速に進む中、男性の平均寿命は80歳、女性は86歳となりました。平均寿命の伸びとともに認知症対策が急務となっています。平成24年のデータでは、全国の65歳以上高齢者3,000万人の15%に当たる462万人が認知症となり、その予備軍とされる軽度認知障害者も400万人と報告されていることは、一昨日の同僚議員の質問等にもありました。その軽度認知症対策が今後の大きな課題と思われれます。

近年、認知症になる前の軽度認知障害という段階で発見し、適切な対処を行うことによって、認知症の発症を防いだり、おくらせたりすることが可能なことがわかってきました。軽度

認知障害とは、疾患名ではありませんで、その状態を総称する一種の症候群ですが、筑波大の附属病院では、平成25年4月から県の指定を受け、全国の大学病院でもまだ数少ない基幹型認知症疾患医療センターを開設しました。このセンターは、県や6つの地域型認知症疾患センターとの協力関係を結び、認知症の人が直面するさまざまな課題を着実に解決することを目指しています。認知症疾患医療センターは、精神科デイケアを実施し、認知症の診断は受けていないが記憶障害が見られる軽度認知障害の方を対象とした認知力アップデイケアなどを実施しています。

このプログラムの様子は、先日NHKでも報道されていましたが、参加者が非常に楽しそうに認知症予防のためのゲームをしていた映像、これはとても印象的でした。楽しみながら、ふだん使わない脳機能にも刺激が伝わる工夫が凝らされている。認知力アップデイケアを企画したのは、筑波大学医療系臨床医学域精神医学教授の朝田先生。大学病院の精神デイケアで認知症、しかも軽度認知障害レベルの人を対象に、認知機能の維持を目的に行われるデイケア、これは恐らく全国で初めてのことで注目を集めています。

牛久市においても、第一人者である朝田先生との交流もあると伺いました。認知症予防の効果が期待できる活動に関する講演会やシンポジウムなどの取り組みをされているとのことですが、朝田先生のほうでも、地域に広げたいお考えもあるようですし、ここで牛久市としても一歩踏み込んで、医師、作業療法士、看護師、臨床心理士などの専門家がチームとなり、協力して認知行動療法や疾患や障害の理解を促す学習の機会を提供して、しっかり体を動かす運動や頭の体操となるゲームなど、さまざまなプログラムを実施することが求められているのではないかと考えます。地域ぐるみで身近なところで認知症の方々を支えていけるよう、近隣の病院や自治体とも連携を図っていくと朝田先生も言うておられますので、軽度の段階から予防的なプログラムで要介護状態へ進まなければ、医療費や介護保険費の削減に大いにつながるのではないのでしょうか。先進的な取り組みをする条件は、牛久市には十分にあると思われれます。御所見を伺います。

次に、4点目、保健師についてです。

保健師対応事業のニーズと増員について。また、人口総数割る保健師数が県内43番目であるということからも、牛久市の保健師の増員が必要ではないかという質問となります。特に昨今必要とされる保健師の仕事と社会的背景については、少子高齢化が進む中で、生活習慣病予防対策や介護予防、児童虐待や高齢者虐待の防止、ひきこもりや自殺予防対策など、精神保健福祉対策、新興感染症などの危機管理対策などを考えますと、地域における健康課題、余りにも多様化し、複雑化しています。これらに対応する保健師について、住民のニーズを的確に把握し、それぞれの特性に応じた保健活動を推進することが求められています。平成20年度

からは、特定検診、特定保健指導も始まり、その多忙ぶりは容易に理解できます。特定検診、がん予防、予防接種といった病気の予防、母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査などの母子の健康管理、高齢者や障害者に関する相談など、仕事内容は多岐にわたって多くの知識が求められます。

また、行革の嵐の中で、正職員は削減の一途をたどっており、専門職である保健師についても、活動に必要な人員が確保されているのか、大変に疑問を感じているところです。さすがに国のほうでも検討会が行われ、保健師配置基準の策定に関する研究の報告書というのを見てもみますと、一般市町村においては、人口10万人では、先進的基準では38人です。牛久もこの人口10万人のところに入っておりますがね。高位基準では26人、中位基準では18人、低位基準では12人となっています。人口に関しては、5万、7万、10万の単位となっておりますが、牛久市ではどうでしょうか。

茨城県社会生活統計指標における人口10万人当たりの保健師数は、先ほども言いましたように、県内44市町村中43番目となっています。この平成20年度におきましても、全国で見ても低位基準に該当します。県内でも最後から2番目、これでは決して住民サービスに対応できているとは思いません。牛久市の保健師は、平成25年度では11人だったので2名ふやして13名になったと聞いておりますけれども、それでも足りないのではないのでしょうか。特に昨今の母子保健のところ、全国的に大きな問題となっている児童虐待など、丁寧にかかわらなければならないケース、大変難しいケースなど、牛久でも起きているのではないのでしょうか。この現状をどのように改善するのか伺います。

5点目です。AED設置の現況と設置箇所拡大についてです。

皆さん御承知のように、この場で私たち議員も訓練を行いました。AED、自動体外式除細動器は、心室細動を起こした人に電気ショックを与えることで正常なリズムに戻すための医療機器です。心室細動を起こした心臓は、ポンプとしての機能を失い、脳や体に血液を送ることができなくなり、そのために脳や体内に酸素が供給されなくなり、やがて心臓が完全に停止して死に至ることになるとされています。

日本では、1年間に6万から7万人もの方が心臓突然死であり、自殺者の約2万8,000人、交通事故者の約4,400人に比べると、いかに多いかがわかります。病院の外での心肺停止は、年間2万から3万件あると言われ、その多くは心室細動であり、高齢化により今後さらにふえると予想されています。

心室細動を起こした場合、唯一の治療方法が電気ショックを与え、心臓のリズムを正常に戻すことです。処置が1分おくれるごとに10%ずつ救命率が下がると言われ、できるだけ早く電気ショックを行うことで救命率もその後の社会復帰も向上するとのことです。

AEDの使用は、2004年から一般市民でも使用できるようになり、人の集まる場所を中心に、空港、駅、スポーツクラブ、学校、公共施設、企業など、設置普及が図られているところ。AED設置や救命処置、その訓練の必要性への理解には、いま一つ時間がかかっているのが現状であります。消防署などでも心肺蘇生やAEDの訓練は行っていますが、それだけでは普及には不十分であります。また、市民が一生に一度か二度しか心肺蘇生を行ったり、AEDを使用する機会はないものであります。

牛久市は、現在、公共施設や行政区の集会所等に設置されたことは大きな前進ですが、さらなる設置箇所拡大について質問をします。せっかく設置されていても、公共施設等は24時間あいているわけではありませんから、24時間対応でなければ安心できないといった声も市民から聞かれます。例えばコンビニであるとか、市内の24時間あいている大型店などで対応できる場所、ガソリンスタンドなど、そのようなところで設置を拡大する考えがあるかどうかです。

昨年9月、議会で同様の質問があり、市の答弁では、AEDのコンビニ設置に関しては、運用上の課題について先進自治体の事例を収集しながら、引き続き検討を進めていくという答弁でしたが、その後、進展はあったのかどうか質問をいたします。

24時間対応の設置拡大ということでは、全国的にもまだ始まったばかりというところですが、各地で始まってきております。静岡県三島市ではガソリンスタンドに、大和市ではファミレスに、大阪の枚方市では市内のコンビニエンスストアにAED設置を義務づける条例が検討されているとのこと。また、そのほか那覇市など着実に広がってきています。

お隣の龍ヶ崎市では、県内初でコンビニに設置をされたということで、担当者に伺ってみました。平成25年10月から龍ヶ崎市内のコンビニ32カ所のうち22店舗に設置され、この3月から新たに6店舗の設置となり、28カ所に広がったとのこと。経費については、リースで平成26年度予算で約420万円、5年リースで28台分として約2,100万円ということ。市がかかわるのは、リースなので職員が設置の際に立ち会うだけ。メンテ、電池やパットなどの消耗品の取りかえなど、これは業者が全て行うということのようです。実際に稼働した場合には、自動センターを通じてメールで危機管理監のほうへ届くようになっているそうです。幸いにしてまだ実質稼働はゼロとのことですが、市民の安心感は増したことでしょう。コンビニのほうでも実際に使えないなどの不安からちゅうちょする場合もあったようですが、あくまでも使うのは市民であり、コンビニの店長やアルバイトなどの店員にAEDの使い方についての講習を求めることなど、このようなことはしていないとのこと。コンビニ設置に至るまでの経緯を聞いてみましたが、関係者との協議と契約までには時間がかかり、一、二年経過し、昨年8月に提携し、10月から実施されるに至ったそうです。

ぜひ牛久におきましても、高齢化に対応できるまちづくりというのであれば、早急に検討されてもよいのではないかと、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 鈴木議員の御質問の4番目ですか、「保健師について」の御質問にお答えいたします。

まず、保健師対策事業のニーズと増員についてでございますが、保健師の業務は、保健師助産師看護師法では、「保健師とは保健指導に従事することを業とする者」と定められておりますが、少子高齢化の進行に伴い、新たな健康課題が顕在化かつ複雑・多様化しておりまして、その活動の幅が広がっております。

平成25年4月19日付の厚生労働省通知「地域における保健師の保健活動について」では、「これまでの保健師の保健活動は、住民に対する直接的な保健サービス等の提供及び総合調整、保健施策の企画等の積極的な関与を進めてきたが、今後はこれらの活動に加えて、持続可能でかつ地域特性を生かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが必要である」と示されております。さらに、市町村は、それらを推進するために、保健師の計画的かつ継続的な確保に努めることと記されております。

現状の保健師対応事業に加え、平成20年度の特健健診・特定保健指導の導入により保健指導の効果が求められ、超高齢社会の到来により介護予防の充実が必須となっております。また、虐待防止のため、子育て中の親子への丁寧な個別支援の需要が年々ふえてきているなど、母子保健の重要性が増しております。これらは、関係課と連携をとりながら取り組んでおりますが、今後は、これらのニーズに対応するため、より一層地域に根づいた活動を計画しております。

平成19年度地域保健総合推進事業における「保健師の確保方策に関する事例集作成検討会報告書」によりますと、平成24年度における平均的な保健師配置は、人口10万人で保健師21名とされており、当市の人口規模であれば、おおむね17名ほどが平均的な保健師数となります。本市では、現在13名の保健師がおりますが、一般職非常勤職員との一体的な事業を展開するなど、効率的な実務運用を実施しているところであります。さらに、事業計画に合わせて積極的に保健師の採用を行っているところであり、近年の採用実績としては、昨年度に2名、本年度にも2名の保健師採用を行いました。また、新年度4月1日にも2名の採用を予定していることから、合計で15名となる予定であります。

続きまして、「人口総数割る保健師数が県内43位であることについて」の御質問でございますが、人口当たりの保健師数が少ないことが、直ちに保健事業やその活動の低下につながるとは考えておりません。関係各課連携した施策により、地域との密接な関係を維持した保健師

活動を実施することが重要であると考えております。

高齢化が進む中であって、医療費は右肩上がりです。上昇し、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各財政を圧迫しており、これら医療費の増加をいかに抑えていくかについても保健師活動の課題と考えております。

例えば、健康管理課の保健師と医療年金課の国保担当者が特定健診の未受診者を訪問することや、介護予防分野での高齢福祉課との連携によるかっぱつ体操普及促進及び元気教室の開催などが挙げられます。その効果の一例として、「介護認定率」は県平均14.6%であるところ、本市の場合は11.23%と低く、なおかつここ5年ほど横ばいで推移していることから、一定の成果が確認できております。

保健師に限らず、牛久市の職員採用につきましては、各事業の継続性を確保し、それぞれの課題に対応できる将来の幹部候補として常勤職員の採用を毎年行ってまいりました。あわせて、一般職非常勤職員制度を活用しながら、適材適所による行政運営を行っております。

全ての市民が生涯にわたり、健康で幸せに過ごせるよう支援するために、事業の拡充とともに、今後も職員数全体の適正化を図りながら計画的な採用を進めてまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） まず、鈴木議員御質問の牛久市都市再生整備推進法人に関する数点の御質問についてお答えします。

牛久市では、急激な人口増加を支えてきた団塊の世代が定年退職の時期を迎え、超高齢化と少子化が近い将来大きな問題となることが懸念されております。この問題を回避するために、新しい発想や制度を取り入れた今後の町のあり方や、目指すべき方向性を検討しなければならない状況にあります。

現在進めております「牛久駅西側整備基本計画」の策定におきましては、いかに魅力的なまちづくりを進め、若者や子育て世代の定住促進を促すか、世代に循環する持続的なまちづくりのあり方を積極的に論議いただき、現在、計画の最終まとめをとり行っているところでございます。

従来のまちづくりは行政が中心となって担ってきましたが、市民・企業・NPOなど、民間主体によるまちづくりの組織が活発になってきており、近年、まちづくりの新たな担い手として民間の役割が拡大しつつあります。また、人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大等により、行政の財産状況は逼迫しつつあります。そこで、民間による自主的な取り組みの公的な側面を促進することが重要であるという認識のもと、平成23年4月に都市再

生特別措置法が改正され、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や、にぎわいのあるまちづくりを実現する制度が新しくできました。これによりまして、民間団体にとってはまちづくりの取り組み的な活動を展開しやすくするとともに、行政にとっては、民間主体の取り組みによる新たなにぎわいの創出や、公共施設等の整備・管理の負担軽減にもつながることになりました。

この制度を活用し、平成25年9月25日に、民間会社であり、牛久市が全体株式の49%を所有します、市の第三セクターでもある牛久都市開発株式会社を都市再生特別措置法に基づく民間まちづくり会社として、牛久市都市再生整備推進法人に指定いたしました。

「民間まちづくり会社」は、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上するために、住民、各事業主、地権者等による組織として「まちづくり協議会」を設立し、「地域の問題解決を地域の住民により取り組む仕組みづくり」を行うほか、住んで心地よく、ずっと住みたくなるような魅力あるまちづくりにするための整備方針や方向性を話し合い、「若者と子育て世代の定住促進」と「高齢者にとっての環境づくり」を柱とした計画の策定を進めるものでございます。

続きまして、牛久第二小学校地区の地域コミュニティを再生する事業としての民間まちづくり活動推進事業について御説明いたします。

詳細な実施内容につきましては、民間まちづくり会社は、住民、各事業主、市による組織である「牛久二小地区まちづくり協議会」を平成26年2月4日に設立しました。平成26年度の事業内容については、現在、協議会の中で地域の方々と一緒に検討をいたしておりますが、社会実験として、個別のことなどについて具現化を図り、地域の方々に直接見てもらい、実感していただくプロセスを重ねることで、さらなる理解を深めてもらえるようにPRを行っていきたくと考えております。

なお、民間まちづくり活動推進促進事業補助金は、今後のまちづくりを構築するとして必要となるような社会実験を行う国からの補助の牛久市負担分であり、都市再生整備推進法人運営補助金は、法人となるまちづくり会社の事業の運営を補助するものでございます。

次に、アンケート調査の実施とその結果をどう生かすかについてお答えいたします。調査の範囲は、今般設立した「牛久二小地区まちづくり協議会」の中でも、特に、駅直近でありながら高齢化が進む既存団地である「つつじが丘」と「第2つつじが丘」を先行モデル地区として実施いたしました。内容につきましては、多世代が住めるまちづくりの提案として、同居・隣居・近居など、若者や子育て世代の定住を促進し、地域コミュニティの循環、維持継続する仕組みの検討及び実現するための質問内容となっております。

アンケートの結果については、さまざまな視点から分析を行い、課題等を抽出し、協議会で

の検討題材として活用してまいりたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、軽度認知症対策についてお答えいたします。

牛久市での認知症の現状は、先般、宮崎議員にお答えしたとおりでございますが、それよりも軽度、認知症になる前の方を把握することは困難をきわめます。しかし今年度から「タッチ笑む」を導入し、行政区で実施している元気教室で簡易検査、早期発見に努めているところであり、その後のフォローアップにも当たっております。平成26年度からは「かっぱつ脳トレ教室」と銘打って、フォローアップ対象者に運動と並行して計算などをする脳トレを行い、改善に努めようと計画しているところでございます。

この教室は、「認知症の人と家族の会茨城県支部」を通じて以前から親交があり、牛久市でも幾度も認知症についての講演会を行っている、筑波大学の朝田 隆教授よりプログラム等について助言指導を受け、組み立てた教室でございます。

教室のプログラムは、運動と社会福祉協議会のひらめき座による認知症啓発の寸劇、調理も含めた栄養教室、参加型の音楽療法などを組み合わせたもので、幅広い内容で、飽きの来ない教室を目指しております。

地域のボランティアを募り、地域のつながりの強化、自主的な教室に発展させるべく取り組み、認知症の方が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域包括センター、健康管理課との連携も強化しながら支援体制を整備してまいります。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、AED設置に関する御質問にお答えいたします。

市では、平成19年度からAED設置に取り組んでおり、平成24年度は、全行政区の集会所59カ所にAEDを設置し、設置施設数は公共施設と合わせて114カ所となりました。平成25年度にも1カ所追加設置し、総設置施設数は現在115カ所となっております。

公共施設のほかにも県立牛久栄進高校、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院、牛久警察署、牛久さくら園及びJAL龍ヶ崎市の各支店などに設置されていることを把握しております。

AEDの設置施設をふやすことは大変重要なことですが、AEDの操作方法及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得がなければ、AEDの有効活用はできません。そこで、市では毎年、市内全行政区に対して救急救命講習の実施をお願いしており、平成25年度では、平成26年2月16日現在で23行政区、延べ2,340名の方々が受講されております。また、市職員に対しては、毎年、救急救命講習を実施しており、今後も全職員が、いざというときにAEDを使用できるように講習を実施してまいります。

次に、コンビニ設置についてでございますが、龍ヶ崎市では、龍ヶ崎市内の公共施設80カ

所にAEDを設置しており、そのほかにコンビニエンスストアと協定を結び、調査時22カ所、現在では28カ所となっておりますが、AEDの設置をお願いしているところでございます。ただ、全ての店舗には設置されておらず、お店の方に救急救命講習の受講は強制しないため、設置場所に使い方のわかる者がいるかという運用上の課題がございます。

牛久市では、公共施設及び行政区集会所等のコミュニティー施設への整備を重点的に進めており、現時点で一通りの設置を終えたと考えております。コンビニ設置に関しましては、運用上の課題について、先進自治体の事例を収集しながら、調査研究してまいりたいと思っております。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） まちづくり会社についてなのですが、現在のその都市開発株式会社は、エスカートの貸し管理業務ぐらいしか私たちには見えないのですけれども、現状と今後のこれからの大きな事業をしていく母体というふうに位置づけておられるならば、市長はどのような構想を持っておられるのか。市長が代表取締役でありますので、市長の見解を伺いたいと思います。

また、役員人事等について一切答弁はないわけですが、当初は8名の理事であったと思われる。現在はどのようになっているのかということについて伺います。

それから、事業名についてですが、民間まちづくり活動促進事業ということでよろしいのかどうか、確認をしたいと思います。

また、今、民間まちづくり協議会でいろいろ進めているということでしたが、メンバーの総数は何人ぐらいで構成してやっておられるのかということをお伺いしたいと思います。

次に、保健師についてですが、非常に事務量がふえていて、現場に出ていくことが本来の保健師の仕事であるのに、なかなかそれが厳しい状況に置かれているというふう聞いておりますけれども、牛久でもそのようなことはあるのでしょうか。事務職の対応も含めた改善策についてお伺いをいたします。

本当にこの社会的な要求が高いわけですが、この改善というのは喫緊の課題だと思うのですが、牛久市としてはいろいろ大変職員が、皆さん頑張っていることはよくわかりますが、今市長の答弁の中にも、低下につながっていない、職員が少なくとも、保健師が少なくとも、ニーズの低下につながっていないというようなことがお話をありましたけれども、本当にそうなのかということは大変疑問でありまして、この44市町村中43番目というのは、何とか解決してほしいというふうに思うわけなのですが、あと5人くらい一気にふやすとか、やはりその辺、市長、どうですか。その辺の考え方、お伺いしたいと思います。

それから、コンビニ設置、AEDのコンビニ設置なのですが、これは龍ヶ崎がどうして県内初かという、トップダウンで決めたそうでありまして、やはり市長選の前だったそうであります。市長も早急に検討されてもよいのではと考えますが、市長の考え方をお伺いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、事業名でございますが、鈴木議員御指摘のとおり、民間まちづくり活動促進事業で間違いございません。

それと、2番目の御質問のまちづくり会社の事業計画、エスカードの管理業務云々に加えまして、都市まちづくり活性化事業としまして、地区まちづくり計画のコーディネート、また地区まちづくりの計画策定、市街地既存団地内の整備ということになっております。

また、役員につきましては、6名ということでございます。

それと、まちづくりの組織メンバーでございますが、全部で22名の評議会で運営しております。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 1つ御質問にお答えしますが、まちづくり株式会社というのは、牛久都市開発株式会社を指定したわけでございますが、その理由は、いわゆる国及び市の補助金が入ってくるんですね。それで、民間の普通の不動産会社を指定した場合に、いわゆる利害の絡みで非常に不透明性なものがいっぱい出てまいりますので、それで三セクとして牛久市が49%の株式を持って市長が社長をしている牛久市都市株式会社を指名したということでございます。これはいろいろ補助金等の扱いということがございますので、いわゆるいろんな一部の特定の不動産会社がそのまちづくり株式会社になった場合に、そういう補助金を利用した形の中での、その会社そのものに対する利害というものがいっぱい出てまいりますので、その辺を配慮して三セクになっている牛久市都市株式会社をまちづくり株式会社という形で指定をしたという経緯がございます。

それと、あと保健師さんについては、一部有能な保健師さんが牛久にずっといたわけですが、中には牛久をキャリアアップのステップとして県立医療大に行ったりとか、いろんな方がおりました。ただ、そういう中で、牛久の保健師さんはさまざまな部門で頑張っております。基本的に保健師さんについては、外に出なさいと、そのための今までさまざまな健診等の個別データ等について、保健師が入れていて事務屋さんみたくなっちゃっていたんですね。それをこの五、六年の間で直す手だてを順番にやってきて、直しながら徐々に保健師さんを年度に2名、

結果的にですね、応募は五、六名とか来るのですけれども、牛久市の厳しい保健師活動に耐えられるキャリアとやる気を持っている保健師さんを選定をして、結果的でございますけれども、この近年2名ずつで、ことしの4月末になりますと6名を増員してきていると。そのほかに一般職の非常勤を入れて、いわゆるいろんなデータ等の患者さんといえますか、いろんな保健指導をする対象者の方々の健診データの入力等、そういうものについても、いわゆる非常勤一般職を利用するという形で効率的な運営をしております、他市町村と比べると非常に有能な活動とその結果を出している保健師だというふうに私は自負しております。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） AEDでございますが、先ほど申し上げましたとおり、まだ始まったばかりということもありますので、やはり調査研究をしながら、今後事例を参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

また、茨城県の条例の中にも、事業者の努力義務がうたっておりますので、そういう中でやはり事業者との話し合いを持ちながら、なるべくお金をかけない中でできないかとか、そういう検討をしてみたいと思っております。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時20分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。通告順に従って質問をしますが、一問一答式ではないので、不十分な点については次回以降にしたいと思います。

今回は特に教育関係であります。

まず、最初に給食費等の滞納処理と児童手当の問題についてであります。昨年11月、広島高等裁判所松江支部の判決が確定しました。これは、銀行口座に振り込まれた児童手当を差し押さえできないという判決で確定をしたわけでありまして。児童手当法第1条で家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするとしております。

さらに、第15条では、児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえすることができないとしております。この裁判の事例は、税金の滞納処理でありまし

たが、学校給食にも適用されると思います。長引く不況や賃金が目減りする中、市民の暮らしも大変になっております。これまで各学校において徴収されていた給食費が平成23年度より市が徴収することになりました。その結果、学校側では滞納処理の手間がなくなり助かっているというお話を聞いております。児童手当が振り込まれたら引き落とし手続が可能になるというようなことも聞いておりますが、現在、牛久市の学校給食の納入状況及び滞納状況とその解決策についてお尋ねをいたします。

続きまして、社会教育についての教育委員会の考え方であります。憲法第26条で、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。教育基本法、生涯学習の理念第3条で、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとあります。また、社会教育法、社会教育の定義として、第2条、この法律で、社会教育とは、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいうと定めております。これまで公民館活動や社会教育活動について、何度となく質問をしてきましたが、現在の活動を見てみますと、貸し館業務が主体となっていると思われるわけでありませぬ。教育委員会として、社会教育とはどのようなものだと考えているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、利用しやすい社会教育施設についてであります。牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例、使用料の減免・免除で、第7条、市内住民6割の10人以上の団体となっております。生涯学習センターの名称変更時の平成15年第4回定例会では、公民館利用は、第8条第3項で、市民が社会教育に関する活動を目的として使用する場合は無料となっております。これまで無料になっていたのに、なぜ減免になったのかという質問に対し、答弁は、減免も無料も同じということを答弁しておりました。さらに、今回は名簿提出の問題についてであります。あくまでも市民かどうかの確認だと、その当時答えておりました。ところが、現在は参加者全員としております。さらに、当時の答弁では、利用しやすく、また無料の施設をふやすということであったわけでありませぬが、社会教育は全市民を対象にしたもので、限られた団体だけのものではないとしておりました。例えば私も議員が市政学習会を全市民を対象に行うことも、社会教育法第22条3項に沿ったもので、また同法23条第1項第2号の解釈でも、生涯学習となることは明らかであります。この答弁は、当時の小松崎教育長の答弁でもありました。参加者全員の名簿提出や、全市民を対象にした学習会等、社会教育の一環と認めないということは、憲法、教育基本法、社会教育法から照らしても、問題があると考えざるを得ませぬ。教育長の考え方をお尋ねいたします。

続きまして、ひたち野うしくへの中学校建設の問題であります。この問題につきましては、4番、5番、教育費予算、牛久市の不登校児童・生徒数とその対応、教員数とも含めますので、一括して質問をいたします。

ひたち野うしくへの中学校建設、同僚議員の質問に対して、建設予定はないということでありましたが、牛久市は子育て・教育日本一を目指しているとのことでありました。昨年の12月議会で、行政の報告としてチラシ、各家庭に配られたものに、子育て・教育日本一をうたっております。それならば、乳幼児から小中学生、18歳までを含め、どの子にも行き届いた教育をすべきであります。茨城県の発行する社会生活指標平成25年3月版も含めて、幾つかの資料をもとに学校施設や予算のあり方などについて質問をするものであります。

まずは、小中学校を含めて1学級の人数はどのくらいが適当だと考えるのか。また、1つの小中学校の規模はどのくらいが適当かと考えるのか、教育長の考え方をお尋ねいたします。

茨城県の統計資料より、牛久市とほぼ同じ規模の小学生4,000人を超える市、また中学校では2,000人を超える市と、牛久市と同等の規模の、牛久市を含めて4つの市、石岡、龍ケ崎、笠間と比較をしてみたいと思います。この4つの市の中で、ただ牛久だけが毎年児童生徒が増加をしております。

まずは、財政力指数、石岡、県内で30位、龍ケ崎17位、笠間22位、牛久市7位。自主財源比率、石岡24位、龍ケ崎16位、笠間31位、牛久6位と、いずれも上位に位置しております。そこで、小学校の数を比べてみました。石岡19校、龍ケ崎13、笠間14、牛久は何と8。中学校の数、石岡8、龍ケ崎6、笠間7、牛久5校。次に、教員の数、石岡、小学校で306人、龍ケ崎で259人、笠間で266人、牛久で218人。中学校では、石岡176人、龍ケ崎、中学校で163人、笠間で171人、牛久で135人と。また、学級数を見ますと、石岡、小学校で198、龍ケ崎で182、笠間で171、牛久では157。中学校で見ますと、石岡は81学級、龍ケ崎で78、笠間で75、牛久で67と。また、市民1人当たりの教育費、これを見ますと、石岡では20位、龍ケ崎で39位、笠間で37位、牛久で40位。児童生徒1人当たりの教育費、石岡で小学校で8位、龍ケ崎で39位、笠間で36位、牛久で24位。ここだけです、少し上に行ったのは。それで、教育費、児童生徒1人当たりの教育費、石岡25位、龍ケ崎28位、笠間30位、牛久38位となっております。財政力指数自主財源比率がほかの市よりも高いにもかかわらず、いずれも順位が低くなっているのが、この茨城県の指標を見るとわかるわけであります。

そこで、調査資料を参考にしたいと思いますが、全国の小中学校の校長先生への適正な学級規模に対する意識実態調査が行われました。その結果ですが、現教育長もこの調査が行われたときは校長先生じゃなかったかとは思いますが、小中の学校規模の分類は、過小で1から5

学級、小規模で6から11学級、標準で12から17学級、大規模で18から23学級、過大な学校として24学級以上と分類をしております。これからしますと、ひたち野うしく小学校が現在24学級、中根小学校が29学級と、過大校になっております。小学校長による児童の把握は、児童の基本的な状況や個人的状況、学習状況の把握などと、ほとんどの校長が困難と答えております。80%から90%以上となっております。

小学校の適正児童数はどのくらいがいいかという質問に対して、250名から450名と答えております。中学においても、先ほどのものと同じ、小学校と同じく標準校であっても、ほとんど困難と答えております。適正な生徒数は4割の校長が350人から400人と答えております。牛久市は財政力もあり、自主財源も4市の中では上位に位置しているにもかかわらず、過大校に対する問題を大きく抱えていると思います。

特に下根中学は、25年度の学校要覧によりますと、ことし卒業する子供が188名、これは5月1日のものでありますから、約1年前ですから、もう少しふえているのかなと思います。要覧によりますと188名。4月の入学者数は、ひたち野うしく小学校と中根小学校だけでも240人となり、少なくとも2クラスふえることになるわけでありまして。その後、さらにふえ続け、現在小学校1年生は中学入学時には何と350人、最低でも1学年10クラス必要になり、下根中学校だけで1,000人を超えるマンモス校になることは明らかではないかと思うわけでありまして。

学区の再編や増築での一時しのぎでは対処できない状況ではないかと思われまして。先ほどの校長先生の意識調査にもあるように、どの子にも行き届いた教育を受けさせる状況にはならないのではないかとやむを得ざるを得ないわけでありまして。これらの状況は、教育委員会も十分承知しているはずであります。ひたち野うしく地域に中学校建設は急務と言わざるを得ません。教育長の考え方をお尋ねいたします。

続きまして、不登校の問題ですが、これも4つの市で比較をしてみました。小学校、石岡で不登校の子供が11人、龍ヶ崎で22、笠間で7、牛久で22。中学生は、石岡で70、龍ヶ崎で52、笠間で64、牛久で80となっております。この比較でも、牛久市は多いというものがわかるわけでありまして。単純に比較できるものではないということは理解をするものではありませんが、しかし何らかの対策をとらなければならないと思います。

その1つには、学校規模の縮小と、少人数学級であります。私が調べたところでは、茨城県での資料はないので、文部科学省のホームページから、23年度大阪府が少人数学級の研究報告を出しておりますので、それを参考にしてみました。それによりますと、少人数学級にすることによって、明らかに不登校児が減っているのがわかります。その効果は4つありますが、1つだけ紹介しますと、教師が一人一人の子供たちの話をしっかり聞くなど、きめ細やかな対

応をすることで、子供たちの安心感が増し、落ちついた学校生活を送れるようになったとしております。不登校の子供を減らすにも、少人数学級や学校規模の縮小は必要不可欠ではないかと思うわけであります。

1人、2人の優秀な子供を育てるのが教育ではありません。どの子にも行き届いた教育を受けさせるのが行政の役割であり、教育委員会の役割であります。ひたち野うしくに中学校の建設の必要性、さらに牛久市の教育予算、学校の数、不登校の子供たちへの対応、そして教員数について、教育長はどのように考えるのかお尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員の御質問のうちに、財政力指数について、ちょっと勘違いした認識のもとの質問がございますので、それについて答弁させていただきたいと思っております。

議員御指摘の財政力指数は、国が普通交付税を算定する際に、交付、不交付の判断資料として、単年度ごとに算出している数値であり、バランスシートのように自治体の財政状況を的確に捉えた指標ではありません。

また、教育予算につきましては、会計全体に占める教育予算の割合と内容で捉えるべきであり、教育環境における課題や問題の緊急性がそれぞれ違う県内各市の教育予算額の順位を捉え、財政力指数と関連性を持たせることは不適切であると考えております。

近隣市町村の普通会計歳出に占める教育費の割合を比較しますと、牛久市は16.1%であり、これはつくば市の13.5%、土浦市の11.7%、龍ヶ崎市の12.1%を上回り、県南近隣市の中で第1位となっております。

これまで、小中学校校舎及び体育館の耐震補強・大規模改修を初めとして、小中学校教室へのエアコン整備、ひたち野うしく小学校の新設、そして岡田小学校の体育館建設まで、平成15年度より総額84億円の小中学校施設にかかわる投資的事業を実施しております。

また、このほかにも、小中学校図書の充実やネットワーク支援を初め、音楽教材の充実、外国人英語指導助手の配置、自校式給食における食育の推進など、子供たちの学力や個性を磨く教育環境の整備に取り組んでまいりました。

現在、予算案としてお示ししている平成26年度一般会計当初予算でも、全体の16%となる約38億1,000万円の教育費予算を編成しており、平成21年度にひたち野うしく小学校を建設した当時の教育費に次ぐ予算規模となっております。

都市部を除く全国の自治体が人口減少に向かう中にあり、牛久市は常磐線沿線で唯一人口がふえ続けており、地域間競争に打ち勝つという強い信念で、これまで子育て・教育環境の整備に力を注いできた牛久市の取り組みが、一定の成果としてあらわれていると認識しております。

今後につきましても、ひたち野うしく地区において、下根中学校、中根小学校、ひたち野うしく小学校の校舎増築が予定されており、国の補助制度を活用しながら、児童・生徒の教育環境の整備に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

あと、一言、私、市長として申し上げますが、少人数であればあるほど子供が優秀か、いい成績をおさめるか。全然逆であります。牛久市内の8つの小学校がありますが、一番小規模校が学力最低であります。一番手墨が入っているであろう学校が学力最低とは何事か。非常にいろいろな問題を含んでいるわけで、学力というもの、または教育というものが、果たしてどういう教育環境が子供たちにとってよい教育環境なのか。これは専門家を交えて徹底して議論しなければならない問題であろうというふうに考えております。

以上で、他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私からは、牛久市の不登校の児童生徒数と、その対応及び教員数についてお答えします。

平成23年度に、茨城県の社会統計調査というのがありまして、牛久市の不登校の児童生徒数の出現率は、県内の同規模の市町村に比べて、その割合が高い傾向にあります。これは平成20年度のデータでありまして、このときは平成22年度の不登校の出現率がピークでして2.0%、その後、23年度が1.86%、24年度が1.67%、25年度、現在までのところは1.55%と減少傾向にあります。

不登校の原因につきましては、思春期の発達課題の難しさや幼児期からの成育歴、それから家庭や学校での対人関係のトラブル等々、さまざまな要因がありまして、1つには絞りにくい状況があります。

児童生徒数と教員の数の関係ですが、近隣市町村を見ますと、つくば市、かすみがうら市、稲敷市、取手市、龍ヶ崎市などを見ますと、1つの小学校の児童数が50人から100人規模がありまして、現在、統廃合というような傾向で進んでいる状況があります。つまり小さな小学校がたくさんありますと、必然的に1学級の先生1人に対して児童の数は少なくなってくると、そういった状況になっております。しかし、牛久市の学校は比較的大きな学校が多いため、1人の教師に対する児童生徒数は大きくなっています。

そうした中で、牛久市では、よりきめ細かな指導を実現するために、牛久市スクールアシスタントが36名、2,074万円、そして特別支援教育支援員が31名、1,491万円、さらに小学校1年生が、1学級が30人を超えますと牛久市の少人数指導員というのを独自に5つの学校に派遣しています。これが1,272万円、こういうことをしながら、きめ細かな対応をするとともに、きぼうの広場の指導員が常時、学校訪問をして不登校対策を進めています。

こちらの教育相談は年間1, 200件ほどになっております。

また、市内の中学校を見ても、生徒数の一番多い下根中学校が最も不登校率が少ない現状になっています。生徒数や教員の数と不登校の相関が余り見られない現状もあります。

これからは、不登校対策の大きな柱となる人間関係づくりを「学び合い」の授業を通して行っていくとともに、道徳の授業の充実、市の教育センター「きぼうの広場」のカウンセラーの定期的な学校訪問、保護者や担任・養護教諭との連携、定期的な家庭訪問などを通して、組織的な取り組みを推進し、不登校の減少に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問1番、給食費等の滞納整理と児童手当についてお答えいたします。

給食費の滞納額は、平成23年度分につきましては、平成25年12月で滞納額ゼロ円となりました。また、平成26年2月14日現在、平成24年度分が3名、6万2,850円、25年度分は291名、189万7,320円となっております。滞納整理は、収納課と連携し、督促状発送や家庭訪問を毎月実施し、さらに児童福祉課と連携のもと、年3回支給されます児童手当を現金払いに切りかえた後、給食費の納入をしていただく方法をとっており、本年度は793万2,730円を納付していただいております。

また、児童手当からの給食費支払いにつきましては、児童手当法第22条の3に、受給者からの申し出により児童手当から徴収できる費用として、保育料のほか学校給食費も規定しております。

給食費の納付につきましては、牛久市学校給食費条例施行規則に基づき、学校給食提供を希望する場合は、学校給食申込書の提出をいただいております。申込書には、給食費の未納が生じた場合は、児童手当から給食費を支払うことを承諾するとしてございますので、児童手当を現金払いに切りかえた後、保護者の理解をいただいた上、納付していただくよう努めております。

今後も、給食費の納付につきましては、保護者と直接面接し、期限内に納付をしていただくよう進めてまいります。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 社会教育に関する御質問にお答えいたします。

まず、社会教育の考え方につきましては、社会教育法第2条において、学校教育を除く主として青少年及び青年に対して行われる組織的な教育活動と定義されております。つまり、学校教育が学校という場で、家庭教育が家庭という場で行う学習であり、それ以外の場で行う学習活動が社会教育と言えます。そして、市民の方々が、あらゆる機会や場所を利用して、みずか

ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならないと考えております。

そのため、生涯学習センターでは、子供や親子向けから高齢者向けまでの幅広い世代に多種多様な学習機会を提供するために、いきいきライフ講座や市民企画講座などを主催しております。平成24年度は、94講座、延べ385回開催いたしました。

その他、地域ふれあい講座への職員派遣や学校や家庭との連携による家庭教育学級の実施に際しては、社会教育指導員が幼稚園や小中学校に出向き活動支援をしております。さらに、平和や家庭教育に関する講演会の企画開催や青少年育成市民会議を初めとする青少年育成団体や地域活動団体、文化芸術団体など、関係17団体の活動支援も実施しております。

このように、貸し館事業のほかにもさまざまな社会教育施策を展開しており、これからも時代のニーズを的確に捉え、施策内容の充実を図りたいと思います。

次に、利用しやすい社会教育施設についての御質問ですが、施設の貸し館事業は社会教育の奨励に必要不可欠なものとして位置づけ、現在、市民団体から企業まで、さまざまな団体に御利用いただいております。

平成24年度には、5つの生涯学習センター全体で、1,381団体、延べ1万8,314回の利用実績がございました。この団体のうち、行政機関・市内の社会教育団体や学校が34%、趣味・学習活動を目的とした市民の割合が6割を超える10人以上の市民集合体が593団体で43%、合計77%の団体、延べ利用回数の約92%が使用料免除の扱いとなっております。名簿の提出については、趣味・学習団体の市民割合の確認のためだけであり、利用者の情報収集や活動内容の検閲を目的にしておりません。

今後も施設の有効な利用促進に努めてまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

次に、ひたち野うしくへの中学校の建設についてお答えいたします。

1学級の適正な生徒数及び1中学校の規模については、学校設置基準や学校教育法施行規則で、1学級当たりの定員は35人から40人となっております。また、中学校の学級数も12学級以上18学級以下を標準としており、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないと定められております。

近隣市町村の動向を見ると、つくば市、取手市、龍ケ崎市、稲敷市、かすみがうら市などでは、児童生徒数の減少により、人間関係が固定してしまったり、学習集団としてのさまざまな機能を維持するのが難しいといった理由で、より適切な学校規模を求めて統廃合する動きが活発になっております。

そのような中であって、ひたち野うしく地区は児童生徒数の増加により、学校の増築を進め

ている現状です。

以前、平成元年度に牛久南中学校が926人在籍し、1学年は9学級ありました。しかし、このときは学校も落ちついており、運動面でも学力面でも市内でもトップクラスの成績をおさめておりました。

生徒たちは互いに切磋琢磨し、成長し合ったり、自分たちの学校の仲間がさまざまな大会で優秀な成績をおさめてくることに誇りを感じていました。

その牛久南中も現在は344人まで減少している状況です。

生徒の落ちついた学校生活や学力を考えるとときに大切なことは、ハード面の充実とともに運営面の充実がより大切ではないかと思います。

現在の下根中学校は生徒数が627人とふえておりますが、問題行動がなくなり不登校率も1.27%、8人まで減少しております。学力も県のトップクラスを維持しております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、新しい中学を建設するのではなく、増築で対応する中で、下根中学校の学校運営を支援し、ともに学び合いながら育つ学習環境や切磋琢磨しながら成長し合える集団づくりを支援してまいります。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 給食費の問題ですが、給食を申し込むときに、児童手当から引き落とす、支払いをするという承諾書をとるということ、これは基本的には、本人が、これは配られて、学校から配られたものに承諾書を書くわけですね。これを本人の申し出とは言わないんですよね。本人の申し出というのは、児童手当が出たけれども、しかし給食費が払えない、そのほかのものもありますけれども、そのときに児童手当から引き落としてもらいたいという申し出をしなければならない。それは先ほども言いました児童手当法第1条、さらには第15条の問題において言えるわけであって、例えば多賀城市は、本人から申し出があって、そしてその申し出によって、市のほうが給食費・保育料等を口座から引き落とすということ。これは未納の人を役所まで呼んでその場で払いなさいという、これはちょっと私はどうなのかなど。児童手当法に反するのではないかというふうに思うわけであります。

私どものほうに意見が寄せられたのは、ちゃんと払っているのに、何でこんな承諾書が来るのという方もおられました。非常に異常だというふうに私は感じざるを得ないのですが、この点について教育委員会としてはこのようなやり方、正しいのかどうかというのをもう一度検証してもらいたいと思いますし、今答えられるならば、全く問題ないと言うことができるのかどうかお尋ねをいたします。

それと、次は、社会教育の問題ですね。名簿の提出については答弁がなかったんですよ。

市のほうでは、現在その定期団体、定期利用団体ですか、10名以上であって6割を超える人が牛久市民ということになっております。それで、これは条例に基づいてなっているわけですね。規則のほうでは、第5条で、定期使用団体の申請登録ということで、その申請用紙は様式1ということになっております。ここには、参加する人、または6割の人たちの名前を書く欄はないんですよ。また、条例においても、規則においても、そんなことは一言もうたっていないのです。何のために参加する人の全員の名前を書かせるのか。これが社会教育と言えるのかどうか。大きな疑問であります。

これはちょっと古い話ですけども、平成3年、当時の小松崎教育長のときにこの問題も議論しました。全市民を対象にした学習会、報告会、講演会等は、社会教育法に適応しているという答弁をしていたわけです。そのときに名簿を出せとかなんとかという項目もない。それを、参加する人の全市民の名前を書けなんていうのは、これはもうもつてのほかであるし、市民の集会社社の自由というものを侵すものと言わざるを得ないわけでありまして。この点についてもう少し具体的に詳しく答弁をお願いいたします。

それと、ひたち野うしく小学校の問題等で、市長が財政力指数等の問題、これは考え方が違うと。私は市長の考え方が違うというふうに思っているのですが、それは幾ら話をしても、これは平行線でうまくいきません。実際に、じゃあ教育費は十分だというふうに市長も教育長も言われました。児童生徒1人当たりの教育費、これは市全体の予算からして、全市民に対する1人当たりの教育費、44市町村中、牛久は40番目なんですよ。また、児童生徒1人当たりの教育費、小学校では24番目、約半分ぐらいですね。中学校においては38番なんです。確かに私は先ほども言いましたけれども、金額だけでいろいろな問題、例えばさっき教育長が言われました小規模校ですね、そういった問題があれば当然のことだとは思いますが、ただこういう状況というものは、これが一気に逆転して一、二位になるということは、私はあり得ないと思います。その点が、ちょっと私たちも全ての教育費、財政等から判断をしたわけではなく、今市が毎年出しております決算カード、これに基づいてやっているわけであって、これが全くそうではないというふうには思うのですが、ここら辺のところは市長の考え方とは大分違うようではありますが、我々としては全市民1人当たりの教育費、児童生徒の教育費の問題については、私たちはそのように理解をしているところであります。この問題については、平行線になりますのでよろしいと思います。答弁は結構です。お金の話になると、市長は目の色が変わるんだよね。

次に、少人数学級、小規模校の問題ですね。今るる教育長並びに教育部長が答弁して、適正であるというような答弁をしているわけでありましてけれども、私が先ほども言いました小学校、中学校の校長先生の意識調査、もしかしたら染谷教育長もその当時、それに協力したのではな

いかというふうに思うのですが、その中で、半分以上の校長先生が350から400名以下が適正だという答えを出しているんですよね。それを今の子供たちの小学校のあれが適正だと、なぜ言えるのかと、私は信じられないですよ。

私たちは何年かに一遍、各小学校、中学校を訪問しまして、校長先生、教頭先生とお会いしてお話をすることも多々あります。染谷教育長とも何度か各小中学校でお会いしたこともあって、お話を聞いたこともあります。その中で、1,000名に近い子供がいる学校を適正だなんていう話は、私は一つも聞いたことがないですよ。全国の校長先生、先ほど言いました、その中学校の350から400というのは、回答した校長先生は全部で約3,700人ぐらいでのアンケート、そのうちの半分以上の人が350から400が適正だというふうにしてている。それで、特に子供たちの名前を、もう300を超えると覚えられないと。300人もの子供の名前を覚えるのも大変だなというふうには思うのですが、でも実際は、子供たちは校長先生に、誰々君、きょうはどうなの、声をかけられると非常にうれしいと。学校に来るのも楽しくなるという子供も何人も聞いております。そういった実態を当然教育長は、校長先生、教頭先生、教員を何十年もやってきたわけですから、当然理解しているというふうに私は思って、そういう質問をしたわけでありませう。もう一度この学校規模の適正化について、教育長の考え方をお尋ねをいたします。

それと、小規模校について、市長がいろいろ言われておりましたが、少人数学級ですね、これは子供たちが減ってきて少人数学級になるということと、今多くいる子供たちを少人数学級にするということでは、立場が全然違うんですよ。これはちょっと日本ではないので、アメリカの調査資料なのですが、少人数学級というのは13人から17人、普通学級というのは22人から26人ということで、4年間この子供たちの学力、そしてまた学校に対する意識調査をしてきたそうでありませう。これによりませうと、成績の追跡調査をした結果、少人数学級在籍の子供の成績が優位だと。そして、少人数学級を終えてその後に行ったとしても、少人数学級を経た子供たちは非常に学力が高いと。これは日本ではないです、日本の教育とはちょっと違う、アメリカの話ですから、多少は当然教育方針が違いますから、違うというのはわかりませうけれども、この調査結果によっても、学力が上がる。先ほど言いました大阪の教育委員会の話でも、そのような方向も出されております。

それと、教育長は今、補助教員、スクールアシスタント等の話を述べておりましたが、このアメリカの調査した教授の話ですと、補助教員を配置した普通学級と未配置の普通学級の間には、教育効果の上でほとんど差がなかったことが指摘をされたというふうにあります。これは、補助教員を入れたから上がるか上がらないか、この判断は難しいと思ひますし、なかなかできないと思ひますが、私はその補助教員の問題が、補助教員を入れているから教員数は足りて

いるという問題は、ちょっと話が違うんじゃないかというふうに思います。

この点で、この調査資料等は、教育長は読まれているかどうかかわからないのですが、中央教育審議会の会員の方が書かれた、東大の名誉教授の方ですね、書かれた報告書であります。ですから、少人数学級または小規模学校、こういったものについては当然と私は思うのですが、教育長もその小規模校の必要性というのは認められるのではないかというふうに思うのであります。

そこで、先ほどの下根中学の話ですが、数年後にはもう1,000名に近づくような状況になるというのは、今のひたち野うしくの宅地開発等を見ていれば、ある程度想定できるのではないかというふうに思うのですが、具体的な数字を出してくれるのかなと思ったのですが、具体的な数字が出ておりませんので、来年度、26年度4月の児童生徒の数ですね、ひたち野うしく小学校及び中根小学校、下根中学校の人数とそのクラス、何クラスに、合計で何クラスになるのかということをお願いしたいと思います。

それと、今後の児童生徒の増減の想定というものもされていると思いますので、その点につきまして答弁をお願いしたいと思います。

それと、再度教育長に、市長は結構ですから、再度教育長に、今のこのような下根中学の状況を学区編成だとか増築で済まそうというふうに、教育長の校長時代、教員時代を振り返って、本当にそう思うのかどうかお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） それでは、まず市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員の教員の1人当たりの、児童1人当たりとか、児童生徒1人当たりの教育費とか、牛久は非常に低いんじゃないかという御指摘ですけれども、現実の数字を分析していただければよくわかると思います。どういう分析かという、少子化して1つの学校で10人とか20人とかってなっちゃった学校がいっぱい県北やら県西でも、また県南といえども、土浦市においてもあるわけです。100人とか200人、200人になったら多い学校だなんて言っているわけですよ。

そういう状況の中で、いわゆる全て教育費ということをいっばからげてなっておりますけれども、いわゆる校舎の維持管理費、これは牛久の中の小中学校1校当たり見ても、いわゆる年間3,000万とか5,000万とかってかかっているわけですよ。そのいわゆる人数が400人、500人ベースでいたころの、いわゆる過疎化したところの学校でも、それが50人、100人になっても、基本的に維持管理費というのはそんなに変わらないです、幾ら削減しても。ですから、教育費と言っている中身が、学校の校舎の維持管理費だとか、そちらにどれだけ負担がかかっているのか。一人頭の実際の児童生徒にかけている、かけているですよ、いわゆる教材費だとか、さまざまな子供の教育の、教室にかけている教育費というものは果た

してどのくらいあるのかと。その中身の分析をもっとやっていただきたい。そう思います。表だけの教育費いっばからげでは、これは本当の教育の子供にかけている教育費用というものについて全然見ておりません。非常にがさつな分析だと思っております。まずそれを申し上げておきます。

きょうは、それだけ御熱心な利根川議員ですから、私の指摘に対しては一生懸命分析されて、実際の教育費の実態については、より正確な分析をこの議会に多分報告してくれるのではないかというふうに期待して答弁を終わりにします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 生徒数の話ですが、私が平成3年度に牛久南中に赴任したときは、ちょうどピークのときでして、私が3年9組を担当しました。そのときが一番大きかった学校です。当時はまだ偏差値とか、どこの高校に何人入ったみたいなデータが出てきたものですから、そういう面だけの学力という話では、決して下がってはいなかったかなというのを考えています。でも、当時の自分の感覚としては、すばらしい校長先生や教育委員会の支援があって、人事異動でいい先生が来て、本当に質がよかったのかなと、先生たちの質がよかったのかなと、それが学力にも大きな影響を及ぼしたのかなというのを感じています。

今、小さな学校という話をしていますが、小さな学校の非常に難しい問題は、人間関係が固定化しちゃったままずっといってしまっ、壊れた人間関係が戻らないまま学習にも影響しているというような状況があります。大きい学校でクラス編成があれば、また新しいスタートができるのですが、それもできないままいってしまっているというようなことがありました。

それから、少人数指導ですが、一時文部省は能力別編成というのを盛んと推薦しました。学年を教科によっては能力別に分けて進めましょうという話をしたのですが、ますます学力の開きが大きくなってしまっ、後で取り返しがつかなくなってしまうというのもあるって、能力別編成というのをだんだん縮小してきたというようなこともありまして、当時の1学年9クラスあった私としては、今牛久南小に行ってみると3クラスですので、非常に教室があいてしまっような状況もありまして、校舎の建築というものは、どれがいいのかなというのを考えるところもあります。

それから、ひたち野うしく小や中根小が生徒数がふえるということですが、来年からは副校長がひたち野うしく小にも中根小にも配置になりまして、校長の支援を副校長という制度でまた支援していくというような配置を計画していただけるというようなことでやっております。

それから、スクールアシスタント云々でやはり学力云々という話、私もよくわかります。ただ、今実に、牛久市内でも正規の教員じゃない講師というのが50人近く入って実は担任をし

ている状況です。それほど茨城県内には正規の教員が足りなくて、どこの市町村も講師という、教員採用試験を残念ながら落ちちゃってやっているような講師たちが多くクラスを持って指導しているような現状もありますので、いかに学校として講師の人たちの資質を上げるような日常的な研修体制をお互いに強めながら進めていくことが大事かなと思って、学び合いという授業を入れながら、とにかく講師の先生でも、きのう卒業したての先生でも、子供の前でちゃんとした授業ができるようになと思って、学び合いで学び合いながら、先生たちが学び合いながら育っていってくればなど。それで学力や不登校の問題も何とか解決していければなど思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 補足ですか。市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） ここであえて申し上げておきます。私は牛久一中の3期生です。牛久中と岡田中が一緒になったときですね。1クラス54名、多いときは56名、それで6クラスです。それで3学年。それですから、1,000名からの牛久一中生というのは3期生でいたわけでございますけれども、その当方で20名近い人間が土浦一高に行ったり、結構学力も大人数な割にはそんなに低かったというふうには理解しておりません。それと同時に、今のいわゆるその場その場で金が無制限にあれば、幾らでも金かけてあげますよ。金がないからやっているだけですから、学校、ひたち野うしく小なんかも40億かかっていますけれども、その中で牛久市の負担というのは10億弱で、国の補助は9億ちょっとです。30億近い、30億を超える自前の一般財源というものは用意しなくちゃならない。今の牛久市の財政でそういうこと、今やったら破綻します。ほかの事業は全部だめになっちゃいます。

そういう実態の中で、一生懸命その政治的にね、どういうふうにする、この、やる子供たちの、小中学生の、急増して、10年もたてばあいてきちゃう学校と、それをあと現実の自分たちの今後の懐との均衡をどうやって図っていくかということをやっているわけで、金さえあれば、利根川さんがみんな何でも賛成してくれれば、幾らだって、学校幾らでも余るほどつくってあげますよ。それができないからやっているだけで、いろんなへ理屈をいうのは、要は政治的に新設するかしないかということ、政治的に問題にしたがっているのでしょうけれども、そういう政治の遊びに使う状況じゃないんだということもよく理解していただきたいというように思います。よく言っておきます。（「遊びとは何だ」の声あり）人の話は冷静に聞きなさいって、誰が言っているんですか、いつも。そういう政治的に、テーマに取り上げるという手法を、共産党さんがお使いになるのは結構ですよ。よくやってください。じゃあ教育の問題も、そういういかげんな分析で、さも牛久市が教育費を全然使っていないような言い方はやめていただきたい。そのように申し上げて、私の答弁は終わりにします。

○議長（山越 守君） 暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時23分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 生涯学習センターの名簿提出についてお答えをいたします。

ちょっと誤解があるようですので説明しますが、名簿提出を求めているのは、市民の割合が6割を超える10人以上の市民団体でありまして、その団体の構成員の名簿は求めています。集会等に参加する方の名簿は求めておりません。（「この間、求められたよ」の声あり）それは誤解です。（「誤解じゃないよ」の声あり）誤解であります。（「許可なしの発言は慎んでください」の声あり）

次に、ひたち野地区の小中学校の児童数の推移でございますが、来年4月1日、ことしですね、今度、4月1日の人数でございます。現在の人数でございますが、中根小学校が942名、現在より43名の増加、普通学級が29クラス。ひたち野うしく小学校が844名、現在より61名の増加。普通クラスが27クラス。下根中学校が653名、現在より26名の増加。普通クラスが19クラスとなっております。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 利根川議員の学校給食の申込書に同意文をということについてお答えをいたします。

厚生労働省でこの児童手当からの保育料や学校給食費などの差し引きについてのQ&Aがありまして、そちらのほうをちょっと読ませていただきます。

各市町村の判断により、手当から保育料、これは学校給食も同じですが、差し引くことは可能です。また、同意していただいた人については、学校給食費などを差し引いて手当を支給することができます。その中に、徴収の対象となる費用や申し出の方法については、各市区町村が決定し、実施される場合は各市区町村から案内がありますということになっておりまして、牛久市の場合は申込書の中に同意文を入れさせていただいております。

○議長（山越 守君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時25分散会